

2020年度決算（案）について

日本生命保険相互会社（社長：清水博）の2020年度（2020年4月1日～2021年3月31日）の決算（案）をお知らせいたします。

<目次>

I. 2020年度決算（案）の概要

1. 主要業績	・・・1
2. 2020年度の一般勘定資産の運用状況	・・・3
3. 資産運用の実績（一般勘定）	・・・5
(1) 資産の構成	
(2) 資産の増減	
(3) 資産運用収益	
(4) 資産運用費用	
(5) 資産運用に係わる諸効率	
(6) 売買目的有価証券の評価損益	
(7) 有価証券の時価情報	
(8) 金銭の信託の時価情報	
4. 2020年度決算（案）に基づく社員配当金について	・・・10
5. 2020年度末保障機能別保有契約高	・・・18
6. 貸借対照表	・・・19
7. 損益計算書	・・・31
8. 基金等変動計算書	・・・33
9. 経常利益等の明細（基礎利益）	・・・35
10. 剰余金処分案	・・・36
11. 債務者区分による債権の状況	・・・37
12. リスク管理債権の状況	・・・37
13. 貸倒引当金の明細	・・・38
14. ソルベンシー・マージン比率	・・・39
15. 2020年度特別勘定の状況	・・・40
16. 保険会社及びその子会社等の状況	・・・42

II. 2020年度決算（案）補足資料



2021年5月26日
日本生命保険相互会社

I. 2020年度決算（案）の概要

当社では、来る7月2日開催の第74回定時総代会において、2020年度の決算（案）を付議します。その概要は次のとおりです。

1. 主要業績

(1) 年換算保険料

・保有契約

(単位: 億円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	前年度末比		前年度末比	
個人保険	27,001	98.6	26,492	98.1
個人年金保険	10,616	105.2	10,889	102.6
合計	37,618	100.4	37,382	99.4
うち医療保障・生前給付保障等	6,571	103.0	6,638	101.0

・新契約

(単位: 億円、%)

区分	2019年度		2020年度	
	前年度比		前年度比	
個人保険	1,624	66.0	1,456	89.7
個人年金保険	880	135.1	643	73.1
合計	2,504	80.5	2,099	83.8
うち医療保障・生前給付保障等	570	121.1	431	75.7

- (注) 1. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
 2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がいのみを事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
 3. 新契約年換算保険料は、新契約に転換による純増加を加えた数値です。

(2) 保有契約高及び新契約高

・保有契約高

(単位: 千件、億円、%)

区分	2019年度末				2020年度末			
	件数		金額		件数		金額	
	前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比	
個人保険	29,111	104.3	1,325,065	97.9	29,714	102.1	1,296,936	97.9
個人年金保険	4,088	103.1	248,128	103.7	4,137	101.2	251,483	101.4
団体保険	—	—	978,894	100.8	—	—	987,791	100.9
団体年金保険	—	—	133,871	101.6	—	—	136,490	102.0

- (注) 1. 個人年金保険の金額については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 2. 団体年金保険の金額については、責任準備金の金額です。

・新契約高

(単位: 千件、億円、%)

区分	2019年度						2020年度					
	件数		金額				件数		金額			
	前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加	前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		
個人保険	4,716	100.8	64,046	92.5	63,749	296	3,796	80.5	57,374	89.6	56,413	960
個人年金保険	277	120.6	20,398	135.3	20,166	232	202	73.2	14,674	71.9	14,580	94
団体保険	—	—	2,001	34.4	2,001	—	—	—	2,704	135.1	2,704	—
団体年金保険	—	—	2	45.4	2	—	—	—	20	765.7	20	—

- (注) 1. 新契約は保障追加制度を利用して加入された契約を含み、転換契約は保障見直し制度と一部保障見直し制度を利用して加入された契約となります。
 2. 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値です。
 3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。
 4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

(3) 主要収支項目

(単位:億円、%)

区分	2019年度		2020年度	
		前年度比		前年度比
保険料等収入	45,261	94.8	42,646	94.2
資産運用収益	17,768	107.7	20,830	117.2
保険金等支払金	36,293	99.3	38,034	104.8
資産運用費用	5,087	147.4	2,274	44.7
経常利益	3,512	91.6	4,310	122.7

(4) 剰余金処分案

(単位:億円、%)

区分	2019年度		2020年度	
		前年度比		前年度比
当期末処分剰余金	1,844	72.0	3,291	178.5
社員配当準備金繰入額	1,851	87.4	2,760	149.1
差引純剰余金	142	20.4	556	390.1

(5) 総資産

(単位:億円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
		前年度末比		前年度末比
総資産	690,711	101.4	739,742	107.1

2. 2020年度の一般勘定資産の運用状況

(1) 運用環境

2020年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた経済活動自粛の影響から大幅なマイナス成長となりました。政府の経済対策や日銀の金融政策に支えられ、持ち直しに向かう動きもみられましたが、経済活動の水準は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばとなっています。

- 日経平均株価は、18,065円で始まった後、政府の経済対策や日銀の緩和的な金融政策が支えとなり、景気回復期待が高まったことから株価は上昇しました。年度後半には、米国大統領選挙の決着や新型コロナウイルス感染症のワクチンの開発・普及等をきっかけに株価は一段高となり、3月末は29,178円となりました。
- 10年国債利回りは、0.00%で始まった後、日銀による緩和的な金融政策が継続し、おおむね横ばい圏で推移しました。一時、米長期金利の上昇や日銀の政策点検に向けた思惑等を背景に0.16%まで上昇しましたが、3月末は0.09%となりました。
- 円/ドルレートは、107円台で始まった後、米国内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景に円高ドル安方向に推移し、1月前半には米上院決選投票の結果判明までの不透明感から一時102円台まで円高ドル安が進みました。その後、バイデン政権による大規模な経済対策の発表等をきっかけとした米長期金利の上昇に伴いドル買いが強まり、3月末は110円71銭まで円安が進行しました。
円/ユーロレートは、118円台で始まった後、欧州復興基金の合意等によってEU域内の財政支援による景気回復期待から、円安ユーロ高方向で推移し、3月末は129円80銭となりました。

(2) 運用の概況

2020年度末の一般勘定資産残高は、2019年度末から4兆8,782億円増加し、72兆7,469億円（前年度末比+7.2%増）となりました。

運用にあたっては、円建の安定した収益が期待できる公社債等を中核に据えました。また、中長期的な収益向上の観点から、経営の安定性に配慮しながら許容できるリスクの範囲内で、株式、外国証券等に投資しました。

- ・ 公社債は、円金利資産内の優位性を勘案しつつ、金利上昇の機会を捉え残高を積み増しました。
- ・ 貸付金は、与信リスクを的確に見極め、安全性・安定性の高い優良案件への貸出に努めました。
- ・ 国内株式は、中長期的な観点から企業の収益性や配当等の状況に着目しつつ銘柄入替を実施し、ポートフォリオの収益力向上に努めました。
- ・ 外国証券は、外貨建公社債について、為替動向をふまえて投資を行いました。また、為替ヘッジ付きの公社債について、円金利資産内の優位性を勘案した投資を行いました。

(3) 運用収支の状況

資産運用収益は、有価証券売却益が増加したこと等から、1兆9,648億円と前年同期より増加しました。（2019年度1兆7,768億円）

資産運用費用は、有価証券評価損が減少したこと等から、2,274億円と前年同期より減少しました。（2019年度4,663億円）

その結果、資産運用収支は、前年同期比4,268億円増加し、1兆7,373億円となりました。

(4) 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、市場リスク・信用リスク・不動産投資リスクに分類されます。生命保険は長期にわたる契約であるため、資産運用においても負債特性をふまえた長期的な観点からのリスク管理が必要です。このため、中長期的な運用成果を重視したリスク・リターン分析等を通じて、効率的なポートフォリオ管理に努めています。

当社では、「リスク管理統括部」の中に資産運用リスクを統合管理する「運用リスク管理室」を設け、リスク管理体制の整備・高度化を通じ、収益の安定化を図りつつ、損失を許容される範囲内に収めるよう努めています。

a. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制する観点から、必要に応じて資産ごと及び運用目的ごとに運用限度枠を設定の上、モニタリングを実施し、リスク分散に留意したポートフォリオの構築に努めています。また、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、市場バリュエーション・アット・リスクを合理的に算出し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っています。

b. 信用リスク管理

信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査等の信用力分析を行う体制の整備、信用リスクに見合った取引条件の設定、信用リスクが特定の企業グループや国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めています。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュエーション・アット・リスクを算出し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

c. 不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等により不動産収益が減少する、または市況の悪化等により不動産価格が下落し、損失を被るリスクです。不動産投資リスクの管理にあたっては、個々の不動産投資案件について、投融資執行部門から独立した「財務審査部」による、厳格な審査を実施しています。また、投資利回りや価格に関する警戒域を設定することにより、採算性の落ちた不動産について重点的な管理を実施しています。

(5) ALM

生命保険会社が長期に安定した経営を行うためには、将来の保険金をお支払いするための負債（責任準備金）と運用資産の状況を把握し運用期間等を調整する、ALMの考え方に基づくことが重要です。当社では、保険商品ごとの、負債キャッシュ・フロー、予定利率を下回るリスク、リスク許容度等を分析・検討し、「経営会議」や「リスク管理委員会」で中長期的な運用方針を決定しております。

3. 資産運用の実績(一般勘定)

(1) 資産の構成

(単位:億円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	9,965	1.5	9,843	1.4
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	2,190	0.3	1,726	0.2
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	337	0.0	1	0.0
有価証券	564,276	83.1	615,058	84.5
公社債	246,581	36.3	262,254	36.1
株式	78,582	11.6	105,782	14.5
外国証券	204,714	30.2	212,641	29.2
公社債	141,910	20.9	137,670	18.9
株式等	62,803	9.3	74,970	10.3
その他の証券	34,398	5.1	34,379	4.7
貸付金	74,118	10.9	74,307	10.2
保険約款貸付	5,542	0.8	4,908	0.7
一般貸付	68,575	10.1	69,398	9.5
不動産	16,587	2.4	16,866	2.3
うち投資用不動産	10,613	1.6	10,707	1.5
繰延税金資産	—	—	—	—
その他	11,238	1.7	9,748	1.3
貸倒引当金	△26	△0.0	△82	△0.0
一般勘定資産計	678,687	100.0	727,469	100.0
うち外貨建資産	196,873	29.0	206,757	28.4

(注)「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2) 資産の増減

(単位:億円)

区分	2019年度	2020年度
	金額	金額
現預金・コールローン	△828	△121
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	△249	△464
商品有価証券	—	—
金銭の信託	206	△336
有価証券	9,132	50,781
公社債	11,305	15,672
株式	△10,972	27,200
外国証券	6,118	7,927
公社債	3,200	△4,239
株式等	2,918	12,167
その他の証券	2,680	△18
貸付金	△269	188
保険約款貸付	△284	△634
一般貸付	15	823
不動産	91	278
うち投資用不動産	129	93
繰延税金資産	—	—
その他	2,319	△1,489
貸倒引当金	17	△55
一般勘定資産計	10,419	48,782
うち外貨建資産	9,678	9,883

(注)「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(3) 資産運用収益

(単位:億円)

区分	2019年度	2020年度
利息及び配当金等収入	14,261	13,819
預貯金利息	65	8
有価証券利息・配当金	11,954	11,746
貸付金利息	1,218	1,086
不動産賃貸料	885	880
その他利息配当金	139	97
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	177	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	3,282	5,072
国債等債券売却益	411	507
株式等売却益	684	893
外国証券売却益	2,179	3,671
その他	5	—
有価証券償還益	21	36
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	684
貸倒引当金戻入額	12	—
投資損失引当金戻入額	—	21
その他運用収益	13	11
合計	17,768	19,648

(4) 資産運用費用

(単位:億円)

区分	2019年度	2020年度
支払利息	332	284
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	341
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	487	401
国債等債券売却損	2	23
株式等売却損	262	338
外国証券売却損	222	40
その他	0	0
有価証券評価損	2,023	49
国債等債券評価損	—	—
株式等評価損	1,424	18
外国証券評価損	598	30
その他	0	0
有価証券償還損	127	147
金融派生商品費用	839	480
為替差損	294	—
貸倒引当金繰入額	—	59
投資損失引当金繰入額	54	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	175	178
その他運用費用	329	332
合計	4,663	2,274

(5) 資産運用に係わる諸効率

① 資産別運用利回り

(単位:%)

区分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	0.03	0.24
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	1.77	1.84
商品有価証券	—	—
金銭の信託	84.23	△251.94
有価証券	2.25	3.24
うち 公社債	1.68	1.98
うち 株式	2.73	4.72
うち 外国証券	2.98	4.91
公社債	2.50	4.13
株式等	4.03	6.39
貸付金	1.51	1.31
うち 一般貸付	1.26	1.11
不動産	2.78	2.76
うち 投資用不動産	4.39	4.29
一般勘定計	2.11	2.72
うち 海外投融資	2.82	4.60

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 海外投融資とは外貨建資産と円建資産の合計です。

② 日々平均残高

(単位:億円)

区分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	9,584	8,494
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	2,168	1,945
商品有価証券	—	—
金銭の信託	210	135
有価証券	497,807	515,355
うち 公社債	236,702	255,583
うち 株式	48,088	46,367
うち 外国証券	181,952	181,203
公社債	125,066	118,740
株式等	56,886	62,462
貸付金	74,540	74,983
うち 一般貸付	68,886	69,579
不動産	16,560	16,643
うち 投資用不動産	10,573	10,472
一般勘定計	619,803	638,321
うち 海外投融資	197,842	197,591

(6) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:億円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	331	279	0	△253

(注) 1. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託の貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。
2. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託内で保有している現預金及びコールローンは含んでいません。

(7) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:億円)

区分	2019年度末					2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
			差益	差損	差益			差損		
責任準備金対応債券	217,703	255,132	37,429	37,657	△227	236,738	266,508	29,770	31,228	△1,457
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	1,342	1,904	562	563	△0	1,286	2,832	1,545	1,545	—
その他有価証券	275,572	333,416	57,843	64,110	△6,267	269,257	360,966	91,708	93,577	△1,868
公社債	30,008	31,930	1,922	2,007	△85	26,563	28,422	1,858	1,928	△70
株式	41,421	73,202	31,780	34,749	△2,968	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008
外国証券	170,827	192,868	22,041	25,114	△3,073	169,025	198,193	29,168	29,808	△639
公社債	121,223	140,688	19,465	20,943	△1,478	116,729	136,239	19,510	19,968	△457
株式等	49,603	52,180	2,576	4,170	△1,594	52,295	61,953	9,658	9,840	△181
その他の証券	31,223	33,320	2,096	2,231	△134	31,136	33,167	2,031	2,181	△150
買入金銭債権	462	465	2	8	△5	218	225	6	7	△0
譲渡性預金	1,629	1,628	△0	0	△0	1,140	1,139	△0	0	△0
合 計	494,618	590,453	95,835	102,331	△6,495	507,282	630,307	123,024	126,351	△3,326
公社債	244,659	283,859	39,199	39,467	△268	260,395	291,846	31,450	32,976	△1,526
株式	41,421	73,202	31,780	34,749	△2,968	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008
外国証券	173,487	196,153	22,665	25,784	△3,118	171,708	202,532	30,823	31,465	△641
公社債	122,550	142,079	19,528	21,051	△1,522	118,136	137,757	19,620	20,080	△459
株式等	50,936	54,073	3,137	4,732	△1,595	53,572	64,775	11,203	11,384	△181
その他の証券	31,232	33,330	2,097	2,232	△134	31,145	33,178	2,033	2,183	△150
買入金銭債権	2,187	2,278	91	97	△6	1,719	1,793	74	74	△0
譲渡性預金	1,629	1,628	△0	0	△0	1,140	1,139	△0	0	△0

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:億円)

区分	2019年度末	2020年度末
責任準備金対応債券	—	—
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
子会社・関連会社株式	10,182	11,795
その他有価証券	5,583	6,967
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	600	611
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	2	3
非上場外国債券	0	—
その他	4,980	6,353
合 計	15,766	18,763

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、外貨建資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。
(2019年度末:△376億円、2020年度末:295億円)

(8) 金銭の信託の時価情報

(単位:億円)

区分	2019年度末					2020年度末				
	貸借対照表 計上額	時価	差損益			貸借対照表 計上額	時価	差損益		
			差益	差損				差益	差損	
金銭の信託	337	337	—	—	—	1	1	—	—	—

(注) 1. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。

2. 貸借対照表計上額には、金銭の信託内で保有しているデリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・運用目的の金銭の信託

(単位:億円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
運用目的の金銭の信託	337	279	1	△253

(注) 貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・責任準備金対応、満期保有目的、その他の金銭の信託

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

4. 2020年度決算(案)に基づく社員配当金について

2020年度決算(案)に基づく社員配当率の概要は、以下のとおりです。

- ・個人保険、個人年金保険については、2012年4月2日以後契約について、危険差益配当金を一部引き上げます。
- ・団体年金保険については、団体年金配当ルールに基づき、配当基準利回りを設定します。
- ・団体保険等については、配当率を据え置きとします。

(1) 2020年度決算(案)に基づく配当率については、以下のとおりです。

【個人保険、個人年金保険】

2012年4月2日以後契約

《通常配当金》

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③及び④の合計額から⑤の額を控除した額に⑥を乗じた額
ただし、複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合には、この額を合計した額
(マイナスとなる場合はゼロとします。)

① <費差益配当金>

[据え置き]

保険金*に費差益配当率を乗じた額

* 会社所定の換算による保険金 (以下、本文において同じ。)

(例示)

[終身保険 保険金 100 万円につき 0 円]

② <危険差益配当金>

[一部引き上げ]

危険保険金に被保険者の年齢・性別、保険種類及び予定死亡表の区別等に応じた危険差益配当率を乗じた額

(例示)

[2020年4月1日以後の終身保険 男性 40歳 危険保険金 100万円につき 49円]

③ <災害疾病配当金>

[据え置き]

入院給付日額等に災害疾病配当率を乗じた額

(例示)

[総合医療保険 基本型 男性 40歳 入院給付日額 1,000円につき 30円]

④ <利差益配当金>

[据え置き]

責任準備金に予定利率等に応じた利差益配当率を乗じた額

(例示)

予定利率 0.40% の契約	1.35%
予定利率 0.85% の契約	0.80%
予定利率 1.15% の契約	0.40%
予定利率 1.35% の契約	0.20%
一時払養老保険・一時払終身保険・一時払年金保険	0%

- ⑤ <配当調整額> [据え置き]
責任準備金に予定利率等に応じた配当調整率を乗じた額

(例示)

{ 予定利率 1.65%の契約 0.20% }

- ⑥ <経過別係数> [据え置き]
経過年数等に応じた係数を設定

(例示)

保険種類	保険期間	経過別係数
養老保険 年金保険	10年以下	50%(経過1年)から110%(経過5年以上)
	10年超 20年以下	50%(経過1年)から115%(経過15年以上)
	20年超	50%(経過1年)から120%(経過30年以上)
定期保険 終身保険	10年以下	55%(経過1年)から115%(経過5年以上)
	10年超 20年以下	55%(経過1年)から120%(経過15年以上)
	20年超(終身含む)	55%(経過1年)から125%(経過30年以上)

(注) 年金支払開始後契約及び継続サポート年金支払期間中の契約については、100%とします。
保障見直し制度または一部保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に
所要の調整を行います。

1999年4月2日以後2012年4月1日以前契約 (E Xシリーズ契約)

≪配当金の支払水準≫

<5年ごと配当金>

[据え置き]
契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、
累計ポイント数に、1ポイントにつき15円を乗じた額

<消滅時配当金>

[据え置き]
保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、
累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額

<保障見直し特別配当金>

[据え置き]
保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、
累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額

≪ポイント水準≫

<通常ポイント>

[据え置き]
利差益配当率・配当調整率に準じてポイント率を設定

(例示)

{ 2001年4月2日以後の終身保険 月払 責任準備金100万円につき 0ポイント }

<健康ポイント>

◇定期健康ポイント

[据え置き]

保険料払込免除事由が発生していない場合、被保険者の年齢・性別、保険種類及び
予定死亡表の区別等に応じたポイント率を設定

(例示)

〔 2007年4月2日以後の終身保険 男性 40歳
危険保険金100万円につき 0ポイント 〕

◇災害疾病健康ポイント

[据え置き]

特約種類等に応じたポイント率を設定

(例示)

〔 総合医療特約 保険料(年額)*1万円につき 0ポイント 〕

* 会社所定の換算による保険料(年額)(以下、本文において同じ。)

1999年4月1日以前契約(毎年配当契約)

<<通常配当金>>

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③及び④の合計額から⑤の額を控除した額
(マイナスとなる場合はゼロとします。)

① <費差益配当金>

[据え置き]

保険金に保険種類等に応じた費差基本配当率を乗じた額

(例示)

〔 1996年4月2日以後の終身保険 保険金100万円につき 350円 〕

さらに、保険料払込中契約について、保険金額が2,000万円を超える部分に対し、
保険金額等に応じた費差上乘せ配当率を乗じた額を上乗せします。

(例示)

〔 保険金額5,000万円(うち終身保険金500万円)の定期付終身保険
保険金100万円につき 535円 〕

② <危険差益配当金>

[据え置き]

危険保険金に被保険者の年齢・性別、保険種類及び予定死亡表の区別等に応じた
危険差益配当率を乗じた額

(例示)

〔 1996年4月2日以後の終身保険 男性 40歳
危険保険金100万円につき 0円 〕

③ <災害疾病特約配当金> [据え置き]

災害特約、疾病特約等が付加されている場合には、その特約の種類に応じた額

(例示)

{	1990年4月2日以後の災害割増特約	
	災害保険金	100万円につき 50円
	1987年4月2日以後の新入院医療特約	本人型 40歳
	入院給付日額	1,000円につき 500円

④ <利差益配当金> [据え置き]

責任準備金に予定利率等に応じた利差益配当率を乗じた額

(例示)

{ 1996年4月2日以後の終身保険 月払 0 % }

⑤ <配当調整額> [据え置き]

責任準備金に予定利率等に応じた配当調整率を乗じた額

(例示)

{ 1996年4月2日以後の終身保険 月払 1.50% }

《健康配当金》

<定期健康配当金> [据え置き]

定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料（年額）に契約年度等に応じた定期健康配当率を乗じた額

<災害疾病健康配当金> [据え置き]

災害入院特約、入院医療特約等について、特約の保険期間の満了する契約または保障見直し制度の利用により消滅する契約等に対し、保険料（年額）に特約付加年度等に応じた災害疾病健康配当率を乗じた額

《消滅時配当金》 [据え置き]

保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、終身・養老部分の責任準備金に予定利率及び契約年度等に応じた消滅時配当率を乗じた額

《保障見直し特別配当金》 [据え置き]

保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険金に保険種類及び契約年度に応じた保障見直し特別配当率を乗じた額

1999年4月1日以前契約（NEO契約）

《5年ごと利差配当金》

5年ごとに利差配当金を通算した額（マイナスとなる場合はゼロとします。）

・各決算年度の利差配当金は、毎年配当契約の利差益配当率・配当調整率に準じて設定

《5年ごと危険差配当金》

5年ごとに危険差（死差）配当金を通算した額（5年ごと利差配当金をマイナスのためゼロとした契約については、そのマイナスの額を合計した額とし、合計後の額がマイナスとなる場合はゼロとします。）

・各決算年度の危険差（死差）配当金は、危険保険金に被保険者の年齢・性別及び保険種類等に応じた危険差益（死差益）配当率を乗じた額

（例示）

〔 終身保険 男性 40歳 [2020年度決算（案）に基づく部分]
危険保険金 100万円につき 0円 〕

《定期健康配当金・消滅時配当金》

毎年配当契約に準じて設定

[据え置き]

《保障見直し特別配当金》

毎年配当契約に準じて設定

[据え置き]

【団体年金保険】

責任準備金に配当率を乗じた額

（例示）

〔 ・ 予定利率 0.75% の契約 … 1.06% [前年度 0.25%]
・ 予定利率 1.25%（払戻等控除有り）の契約 … 1.24% [前年度 0.29%]
・ 予定利率 1.25%（払戻等控除無し）の契約 … 0.48% [前年度 0.25%] 〕

【団体保険等】

配当率を据え置きとします。

(2) 2020年度決算(案)に基づく社員配当金を例示しますと以下のとおりです。

【2012年4月2日以後契約】

(例1) 定期保険+終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、
死亡保険金2,000万円うち終身保険金100万円〕

2017年度契約<経過4年>

(単位:円)

加入年齢 ^{*1}	保険料 ^{*2}	配当金 ^{*3}
30歳	98,294 (149,385)	3,455 (+ 512)
40歳	142,634 (185,954)	8,204 (+ 1,765)
50歳	267,701 (-)	21,658 (+ 3,933)

*1 定期保険の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳・50歳加入契約は10年とします。

*2 「保険料」欄の()内は、定期保険更新後の保険料を示します。

*3 「配当金」欄の()内は、前年度配当金との差額を示します。(以下、2012年4月2日以後契約において同じ。)

(例2) 年金保険

〔60歳払込満了、年払、女性、60歳年金開始、
10年確定、年金年額60万円〕

2017年度契約<経過4年>

(単位:円)

加入年齢	保険料	配当金
30歳	189,354	3,174 (+ 888)

(例3) 長期定期保険

〔100歳払込満了、年払、男性、死亡保険金1億円〕

2017年度契約<経過4年>

(単位:円)

加入年齢	保険料	配当金
40歳	2,458,900	91,700 (+21,200)

【EXシリーズ契約】

(例4) 定期付終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、20倍型、
死亡保険金5,000万円うち終身保険金250万円〕

2011年度契約<経過10年>

(単位：ポイント、円)

加入年齢*1	保険料*2	累計ポイント*3	5年ごと配当金*4
30歳	180,862 (363,072)	914(+ 0)	13,710 (+ 7,485)
40歳	275,382 (453,839)	1,681(+ 0)	25,215 (+ 16,320)
50歳	543,607 (-)	3,614(+ 0)	70,765 (+ 54,985)

*1 定期保険特約の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳・50歳加入契約は10年とします。

*2 「保険料」欄の()内は、定期保険特約更新後の保険料を示します。

*3 「累計ポイント」欄の()内は、前年度の累計ポイントとの差を示します。

(以下、EXシリーズ契約において同じ。)

*4 「5年ごと配当金」欄の()内は、前回の5年ごと配当金との差額を示します。

(以下、EXシリーズ契約において同じ。)

(例5) 終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、保険金1,000万円〕

2011年度契約<経過10年>

(単位：ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30歳	245,530	394 (+ 0)	5,910 (+ 3,330)

(例6) 年金保険

〔60歳払込満了、年払、男性、60歳年金開始、
10年確定、年金年額100万円〕

2011年度契約<経過10年>

(単位：ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30歳	277,980	316 (+ 0)	4,740 (+ 2,820)

【毎年配当契約】

(例7) 定期付終身保険

〔全期型、30歳加入、60歳払込満了、年払、男性、
20倍型、死亡保険金5,000万円うち終身保険金250万円〕

(単位：円)

加入年度<経過年数>	保険料	継続中の契約*1	死亡契約*2
1998年度<23年>	261,574	0 (0)	50,000,000 (0)
1997年度<24年>	261,574	0 (0)	50,000,000 (0)
1996年度<25年>	261,574	0 (0)	50,000,000 (0)

*1 「継続中の契約」欄の()内は、前年度受取金額との差額を示します。(以下、毎年配当契約において同じ。)

*2 「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

また、()内は、前年度における契約応当日以後に仮に死亡した場合の受取金額との差額を示します。

(例8) 養老保険

〔30歳加入、30年満期、年払、男性、保険金100万円〕

(単位：円)

加入年度<経過年数>	保険料	継続中の契約	満期・死亡契約*1
1996年度<25年>	27,323	0 (0)	(死亡) 1,000,000
1991年度<30年>	19,578	—	(満期) 1,000,000

*1 「満期・死亡契約」欄は、満期または契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

5. 2020年度末保障機能別保有契約高

(単位:千件、億円)

項目		個人保険		個人年金保険		団体保険		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
死亡保障	普通死亡	29,319	1,286,595	—	—	27,581	987,655	56,900	2,274,250
	災害死亡	2,056	250,418	65	1,473	2,676	31,133	4,799	283,026
	その他の条件付死亡	140	1,635	—	—	68	1,242	208	2,878
生存保障		395	10,341	4,137	251,483	7	136	4,540	261,961
入院保障	災害入院	6,406	417	216	9	1,320	13	7,943	440
	疾病入院	6,399	417	215	9	—	—	6,614	427
	その他の条件付入院	5,426	376	48	2	57	0	5,532	378
障がい保障		6,986	—	55	—	2,595	—	9,637	—
手術保障		9,572	—	215	—	—	—	9,787	—

項目	団体年金保険		財形保険・ 財形年金保険		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生存保障	8,805	136,490	156	4,443	8,961	140,933

項目	医療保障保険	
	件数	金額
入院保障	843	37

項目	就業不能保障保険	
	件数	金額
就業不能保障	1,459	573

- (注) 1. 団体保険、団体年金保険、財形保険・財形年金保険、医療保障保険及び就業不能保障保険の件数は被保険者数を表します。
 2. 「生存保障」欄の金額は、個人年金保険、団体保険(年金特約)及び財形年金保険(財形年金積立保険を除く)については、年金支払前契約の年金支払開始時に
 おける年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したもの、団体年金保険、財形保険及び財形年金積立保険については責任準備金を表します。
 3. 「入院保障」欄の金額は入院給付日額を表します。入院総合保険については、日額換算して記載しています。
 4. 医療保障保険の「入院保障」欄には、疾病入院に関わる数値を記載しています。
 5. 就業不能保障保険の金額は就業不能保障額(月額)を表します。
 6. 受再保険については、被保険者数37千名、金額334億円です。

6. 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2019年度末	2020年度末	科目	2019年度末	2020年度末
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,020,742	861,580	保険契約準備金	57,454,671	58,646,060
現預金	132	54	支払準備金	190,602	179,010
預貯金	1,020,609	861,526	責任準備金	56,220,282	57,420,217
コ ー ル ー	422,906	540,086	社員配当準備金	1,043,785	1,046,832
買入金債権	219,068	172,601	再 保 險	403	413
金 銭 の 信 託	33,779	135	社 会 保 険	1,155,320	1,321,512
有 価 証 券	57,108,802	62,230,764	そ の 他 の 負 債	2,550,660	2,730,767
国 債	22,096,083	23,352,796	売 現 先 勘 定	1,051,931	1,014,978
地 方 債	779,033	908,416	借 入 金	408,248	538,317
社 債	2,114,396	2,270,187	未 払 法 人 税 等	65,352	37,088
株 式	7,901,082	10,640,573	未 払 金	276,297	125,869
外 国 証 券	20,651,209	21,470,903	未 払 費 用	67,334	63,731
そ の 他 の 証 券	3,566,997	3,587,886	前 受 収 益	16,094	15,804
貸 付 金	7,411,809	7,430,704	預 り 金	113,736	120,618
保 險 約 款 貸 付	554,285	490,826	預 り 保 証 金	86,630	86,263
一 般 貸 付	6,857,523	6,939,877	先 物 取 引 差 金 勘 定	31	540
有 形 固 定 資 産	1,681,851	1,710,689	金 融 派 生 商 品	363,716	652,612
土 地	1,124,273	1,148,601	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	76,303	51,026
建 物	518,409	515,676	リ ー ス 債 務	7,481	6,756
リ ー ス 資 産	7,772	7,038	資 産 除 去 債 務	5,330	5,426
建 設 仮 勘 定	16,047	22,337	仮 受 金	11,973	11,714
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	15,346	17,035	そ の 他 の 負 債	197	17
無 形 固 定 資 産	192,824	189,726	役 員 賞 与 引 当 金	92	433
ソ フ ト ウ ェ ア	100,009	92,795	退 職 給 付 引 当 金	374,460	375,693
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	92,815	96,930	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4,304	—
再 保 險 貸 産	379	350	ポ イ ン ト 引 当 金	8,864	8,528
そ の 他 の 資 産	941,616	807,455	価 格 変 動 準 備 金	1,448,014	1,521,916
未 収 金	119,601	90,895	繰 延 税 金 負 債	98,548	877,504
前 払 費 用	21,276	20,764	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	103,072	101,894
未 収 収 益	291,473	283,709	支 払 承 諾	75,110	71,228
預 託 金	33,559	33,678	負 債 の 部 合 計	63,273,522	65,655,953
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	55,062	58,114	(純資産の部)		
先 物 取 引 差 金 勘 定	484	1	基 金	100,000	100,000
金 融 派 生 商 品	362,848	232,039	基 金 償 却 積 立 金	1,300,000	1,300,000
仮 払 金	4,756	2,990	再 評 価 積 立 金	651	651
そ の 他 の 資 産	52,554	85,260	剰 余 金	353,780	494,556
支 払 承 諾 見 返	75,110	71,228	損 失 填 補 準 備 金	18,394	18,993
貸 倒 引 当 金	△2,686	△8,219	そ の 他 剰 余 金	335,386	475,563
投 資 損 失 引 当 金	△35,068	△32,879	危 険 準 備 積 立 金	71,917	71,917
			社 会 厚 生 福 祉 事 業 助 成 資 金	351	351
			圧 縮 積 立 金	63,729	71,855
			圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	14,790	2,069
			別 段 積 立 金	170	170
			当 期 未 処 分 剰 余 金	184,426	329,199
			基 金 等 合 計	1,754,431	1,895,208
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,165,946	6,642,100
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△68,056	△161,590
			土 地 再 評 価 差 額 金	△54,706	△57,447
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,043,182	6,423,062
			純 資 産 の 部 合 計	5,797,613	8,318,270
資 産 の 部 合 計	69,071,135	73,974,223	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	69,071,135	73,974,223

(貸借対照表の注記)

1. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取り扱うものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社および保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
 - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、全ての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
 - ④ 上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
 - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
 - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
3. 金融派生商品および金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
4.
 - ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
 - イ 有形固定資産(リース資産を除く)
 - (i) 建物
定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外
定率法により行っております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が 20 万円未満のものの一部については、3 年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
 - (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間に基づく定額法により行っております。

②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。
なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場または期末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
6. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準のつと、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。
- (2) 全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は2,514百万円(担保・保証付債権に係る額64百万円)であります。
7. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準および償却・引当基準のつと、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
9. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。
- | | |
|-----------------|---------|
| ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| ②数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |
| ③過去勤務費用の処理年数 | 5年 |
10. 2020年7月2日の総代会において、役員退任慰労金制度を廃止することを決議しております。これにより、同制度に基づく支払いが確定したことから、未払分4,432百万円を役員退職慰労引当金から取り崩し、未払金に振り替えております。
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。

13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。

①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金、外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債
為替予約	外貨建債券等
株式先渡	国内株式

③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

15. 当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

16. 当社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020 年 3 月 31 日企業会計基準委員会実務対応報告第 39 号）に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

17. 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。

なお、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2018 年度より、一部の個人年金保険契約を対象に 5 年間にわたり追加して積み立てることとしていた責任準備金については、当期に一括して積み立てております。また、2019 年度より、一部の終身保険契約(一時払契約を含む)について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、6 年間にわたり段階的に積み立てることとしておりましたが、3 年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当期に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が 369,175 百万円増加し、また、経常利益および税引前当期純剰余が 369,175 百万円減少しております。

18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号)を当期末より適用しております。
- 当該会計基準に基づき識別した重要な会計上の見積りは、子会社株式及び関連会社株式の評価であります。
- 当期末の貸借対照表に計上されている子会社株式及び関連会社株式の金額は、1,308,172 百万円であります。市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がありますが、生命保険会社である子会社および関連会社の株式の評価に際しては、実質価額として当該子会社等の企業価値評価額を使用しております。企業価値評価額の算定には、子会社等の将来業績や、新型コロナウイルスの影響期間等の仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、子会社株式及び関連会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。詳細は、連結損益計算書の注記第 2 項をご参照ください。
19. 一般勘定(保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。
- これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。
- 主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。
- 市場リスクの管理にあたっては、投融资取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。
- 信用リスクの管理にあたっては、投融资執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

20. (1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
現金及び預貯金(譲渡性預金)	113,998	113,998	-
その他有価証券	113,998	113,998	-
買入金銭債権	172,601	179,347	6,745
責任準備金対応債券	150,013	156,759	6,745
その他有価証券	22,588	22,588	-
金銭の信託	135	135	-
売買目的有価証券	135	135	-
有価証券	60,339,883	63,462,340	3,122,457
売買目的有価証券	724,950	724,950	-
責任準備金対応債券	23,526,269	26,494,134	2,967,864
子会社株式及び関連会社株式	128,615	283,208	154,592
その他有価証券	35,960,047	35,960,047	-
貸付金(*3)	7,423,996	7,629,583	205,587
保険約款貸付	490,675	490,675	-
一般貸付	6,933,320	7,138,907	205,587
金融派生商品(*4)	(420,572)	(420,572)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	42,904	42,904	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(463,476)	(463,476)	-
社債(*3,*5)	(1,321,512)	(1,347,344)	(25,832)
売現先勘定(*5)	(1,014,978)	(1,014,978)	-
借入金(*5)	(538,317)	(539,218)	(901)

(*1) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*4) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*5) 社債、売現先勘定および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

①有価証券および預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うもの

イ 市場価格のあるもの

期末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式および外国株式については、期末日以前1カ月の市場価格の平均によっております。

ロ 市場価格のないもの

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

③金融派生商品

イ 先物取引の市場取引の時価については、期末日の清算値または終値によっております。

ロ 株式オプション取引の時価については、主に期末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

ハ 金利スワップ取引、金利スワップション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および先渡取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

④金銭の信託

上記①および③の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。

⑤社債

期末日の市場価格によっております。

⑥売現先勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑦借入金

変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れの時価については、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格によっております。

(3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式 1,179,556 百万円、その他有価証券 711,324 百万円であります。

(4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は 50,015 百万円であります。

②満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	146,825	153,603	6,777
	公社債	19,474,557	22,579,362	3,104,804
	外国証券	120,625	129,870	9,245
	小計	19,742,009	22,862,836	3,120,827
時価が貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	3,188	3,155	△32
	公社債	3,908,605	3,763,027	△145,577
	外国証券	22,481	21,873	△ 607
	小計	3,934,274	3,788,057	△146,217
合計		23,676,283	26,650,893	2,974,609

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えるもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	55,000	55,000	0
	買入金銭債権	14,297	15,016	718
	公社債	2,337,162	2,530,043	192,880
	株式	3,579,363	9,544,442	5,965,078
	外国証券	15,114,971	18,095,796	2,980,825
	その他の証券	2,142,186	2,360,385	218,199
	小計	23,242,981	32,600,684	9,357,702
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えないもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	59,000	58,998	△1
	買入金銭債権	7,596	7,571	△24
	公社債	319,236	312,208	△7,028
	株式	538,025	437,210	△100,814
	外国証券	1,787,530	1,723,573	△63,956
	その他の証券	971,416	956,386	△15,029
	小計	3,682,805	3,495,949	△186,855
合計		26,925,786	36,096,633	9,170,847

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの 711,324 百万円は含めておりません。

当期において、時価のあるものにつき 308 百万円減損処理を行っております。

なお、時価のある株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものにつき、原則として期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ期末日以前 1 カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%以下の銘柄

ロ 期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%超 70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(5) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預貯金(譲渡性預金)	114,000	-	-	-
その他有価証券	114,000	-	-	-
買入金銭債権	6,109	2,522	40,522	122,515
責任準備金対応債券	109	2,522	40,522	106,758
その他有価証券	6,000	-	-	15,757
有価証券	1,060,176	5,690,269	12,146,617	28,121,646
責任準備金対応債券	381,021	2,801,548	4,376,996	15,930,462
その他有価証券	679,154	2,888,720	7,769,621	12,191,183
貸付金	917,341	2,307,487	1,873,480	1,838,217
社債	-	-	-	1,321,512
売現先勘定	1,014,978	-	-	-
借入金	2,442	15,874	-	520,000

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの 5,099 百万円は含めておりません。

21. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は1,197,817百万円、時価は1,607,373百万円であります。
当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。
また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は3,299百万円であります。
22. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は29,456百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ①破綻先債権額は1,014百万円、延滞債権額は25,806百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金に該当しないものであります。
- ②3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- ③貸付条件緩和債権額は2,635百万円であります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は2,448百万円、延滞債権額は66百万円それぞれ減少しております。
23. 有形固定資産の減価償却累計額は1,152,548百万円であります。
24. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,227,305百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
25. 子会社等に対する金銭債権の総額は62,548百万円、金銭債務の総額は6,990百万円であります。
26. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------------|---------------|
| イ 当期首現在高 | 1,043,785 百万円 |
| ロ 前期剰余金よりの繰入額 | 185,145 百万円 |
| ハ 当期社員配当金支払額 | 203,557 百万円 |
| ニ 利息による増加額 | 21,458 百万円 |
| ホ 当期末現在高(イ+ロ-ハ+ニ) | 1,046,832 百万円 |

27. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
 なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還をすることが可能であります。
 通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012年10月	2022年10月以降の各利払日
2014年10月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2016年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2020年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日

28. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 520,000 百万円が含まれております。
 また、2021年5月11日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	2,000億円
利率	2031年5月11日まで 年0.97%(固定金利) 2031年5月12日以降 固定金利(ステップアップあり・5年ごとにリセット)
返済期限	2051年5月11日の3銀行営業日前(2031年5月11日およびその5年後ごとの応当日の3銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能)
資金使途	一般事業資金

29. 担保に供されている資産の額は、有価証券 2,002,158 百万円、土地 252 百万円、建物 40 百万円であります。また、担保に係る債務の額は 1,014,997 百万円であります。
 なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却 946,842 百万円および売現先勘定 1,014,978 百万円をそれぞれ含んでおります。

30. 子会社等の株式および出資金の総額は 1,308,172 百万円であります。
 なお、当社は、少額短期保険子会社(以下「新会社」という)の設立に向け、2021年4月30日にニッセイ少額短期設立準備株式会社(以下「準備会社」という)を設立しております。

①新会社設立の目的

ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化やデジタル環境の普及等を背景に多様化するお客様ニーズに対応するべく、生保・損保の両領域で、さまざまな保険商品を柔軟かつ迅速に提供していくことを目的としております。

②準備会社の概要

イ 社名 ニッセイ少額短期設立準備株式会社
 ロ 本店所在地 東京都千代田区
 ハ 資本金 5億9,999万円(資本準備金含む)

③設立の時期

2021年4月30日

④準備会社の設立後の持分比率

100%

⑤その他

新会社の設立に際しては、当社による保険業法第272条の31第1項に基づく金融庁長官の承認および保険業法第106条第7項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第272条に基づく少額短期保険業の登録が条件となります。

31. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は 2,843,542 百万円であります。

32. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は 389,126 百万円であります。

33. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は 343,726 百万円であります。

34. 保険業法施行令第 37 条の 4 に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社に対応する見積額は 72,187 百万円であります。なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

35. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	631,072 百万円
ロ 勤務費用	27,316 百万円
ハ 利息費用	3,786 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	4,388 百万円
ホ 退職給付の支払額	△40,874 百万円
ヘ 期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	625,689 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	238,608 百万円
ロ 期待運用収益	3,221 百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	11,991 百万円
ニ 事業主からの拠出額	6,681 百万円
ホ 退職給付の支払額	△17,002 百万円
ヘ 期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	243,500 百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	250,573 百万円
ロ 年金資産	△243,500 百万円
	7,072 百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	375,115 百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	△11,765 百万円
ホ 未認識過去勤務費用	5,271 百万円
ヘ 退職給付引当金(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	375,693 百万円

④退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	27,316 百万円
ロ 利息費用	3,786 百万円
ハ 期待運用収益	△3,221 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	5,223 百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317 百万円
ヘ 確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	31,787 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	49.8%
ロ 現金及び預貯金	20.6%
ハ 外国証券	19.9%
ニ 国内債券	6.0%
ホ 国内株式	3.7%
ヘ 合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.6%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 2,249 百万円です。

36. (1) 繰延税金資産の総額は 1,812,734 百万円であり、繰延税金負債の総額は 2,624,769 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 65,469 百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 1,084,110 百万円、価格変動準備金 424,614 百万円および退職給付引当金 104,818 百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金 2,542,367 百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、株式の時価上昇に伴う評価性引当額の減少であります。

(2) 当期における法定実効税率は 27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△22.4%であります。

37. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002 年 3 月 31 日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める公示価格および第 2 条第 4 号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

38. 保険業法施行規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の額は 213 百万円であります。

39. 保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する額は 6,481,161 百万円であります。

7. 損益計算書

(単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
	金額	金額
経常収益	6,479,945	6,475,334
保険料	4,526,109	4,264,628
再保料	4,525,225	4,263,255
資産運用	884	1,372
利息及び配当	1,776,868	2,083,028
預有貸不	1,426,177	1,381,994
有価証券	6,524	874
貸付	1,195,430	1,174,673
不動産	121,811	108,633
その他	88,504	88,036
金銭	13,906	9,776
有価証券	17,720	—
有価証券	328,211	507,284
有為貸投	2,193	3,690
そ	—	68,465
の	1,233	—
年	—	2,188
保	1,333	1,177
支	—	118,226
そ	176,968	127,678
の	10,005	7,409
保	80,784	76,119
支	47,825	11,592
そ	38,351	32,555
経常費用	6,128,707	6,044,263
保険料	3,629,384	3,803,456
再保料	1,019,362	999,529
責任準備金	805,445	803,471
支	691,317	661,384
金	918,833	1,108,847
等	192,941	228,332
支	1,484	1,891
払	1,153,383	1,221,393
繰入	1,131,660	1,199,935
繰入	21,722	21,458
費用	508,797	227,482
利息	33,220	28,437
費用	—	34,144
損	48,704	40,193
損	202,393	4,963
損	12,745	14,736
損	83,947	48,004
損	29,408	—
額	—	5,968
額	5,471	—
費用	17,582	17,830
費用	32,912	33,203
費用	42,411	—
費用	598,746	575,223
費用	238,395	216,707
支	100,987	87,842
払	51,167	51,876
金	56,691	54,314
費	8,562	1,233
額	20,985	21,439
経常利益	351,238	431,070
特別利益	1,687	89
固定資産	1,687	89
等	147,759	86,867
損失	6,190	4,999
処分	2,893	4,885
損	66,361	73,902
額	204	80
損	3,000	3,000
損	68,391	—
損	718	—
損失	205,166	344,292
余	154,061	134,353
税	△130,304	△113,520
額	23,756	20,832
計	181,410	323,459
余		

(損益計算書の注記)

1. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(改正企業会計基準第 24 号)に基づき識別した関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した重要な会計処理の原則および手続きは、次のとおりです。
 - (1) 保険料等収入(再保険収入を除く)は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
 - (2) 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
2. 子会社等との取引による収益の総額は 28,938 百万円、費用の総額は 30,342 百万円であります。
3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 50,774 百万円、株式等 89,320 百万円、外国証券 367,189 百万円であります。
4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 2,319 百万円、株式等 33,854 百万円、外国証券 4,019 百万円であります。
5. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等 1,888 百万円、外国証券 3,074 百万円であります。
6. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は 41 百万円であります。
7. (1) 金銭の信託運用損には、評価損益が△25,339 百万円含まれております。
- (2) 金融派生商品費用には、評価損益が△11,658 百万円含まれております。
8. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:百万円)

用途	土地	建物	合計
賃貸用不動産等	147	-	147
遊休不動産等	3,299	1,438	4,738
合計	3,447	1,438	4,885

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを 3.0%で割引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

8. 基金等変動計算書

・2019年度

(単位:百万円)

	基金等												基金等合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	剰余金								剰余金合計	
				損失填補準備金	その他剰余金								
				社員配当 平衡積立金	危険準備 積立金	社会厚生 福祉事業 助成資金	圧縮 積立金	圧縮 特別勘定 積立金	別段 積立金	当期末処分 剰余金			
当期首残高	100,000	1,250,000	651	17,578	10,000	71,917	351	49,836	28,603	170	256,070	434,526	1,785,178
当期変動額													
基金の募集	50,000												50,000
社員配当準備金の積立											△211,818	△211,818	△211,818
損失填補準備金の積立				816							△816	—	—
基金償却積立金の積立		50,000									△50,000	△50,000	—
基金利息の支払											△355	△355	△355
当期純剰余											181,410	181,410	181,410
基金の償却	△50,000												△50,000
社員配当平衡積立金の取崩					△10,000						10,000	—	—
社会厚生福祉事業助成資金の積立							3,000				△3,000	—	—
社会厚生福祉事業助成資金の取崩							△3,000				3,000	—	—
圧縮積立金の積立								15,163			△15,163	—	—
圧縮積立金の取崩								△1,270			1,270	—	—
圧縮特別勘定積立金の積立									663		△663	—	—
圧縮特別勘定積立金の取崩									△14,476		14,476	—	—
土地再評価差額金の取崩											16	16	16
基金等以外の項目の当期変動額(純額)													
当期変動額合計	—	50,000	—	816	△10,000	—	—	13,893	△13,812	—	△71,643	△80,746	△30,746
当期末残高	100,000	1,300,000	651	18,394	—	71,917	351	63,729	14,790	170	184,426	353,780	1,754,431

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,882,692	△31,216	△54,690	4,796,785	6,581,963
当期変動額					
基金の募集					50,000
社員配当準備金の積立					△211,818
損失填補準備金の積立					—
基金償却積立金の積立					—
基金利息の支払					△355
当期純剰余					181,410
基金の償却					△50,000
社員配当平衡積立金の取崩					—
社会厚生福祉事業助成資金の積立					—
社会厚生福祉事業助成資金の取崩					—
圧縮積立金の積立					—
圧縮積立金の取崩					—
圧縮特別勘定積立金の積立					—
圧縮特別勘定積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					16
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△716,746	△36,839	△16	△753,602	△753,602
当期変動額合計	△716,746	△36,839	△16	△753,602	△784,349
当期末残高	4,165,946	△68,056	△54,706	4,043,182	5,797,613

・2020年度

(単位:百万円)

	基 金 等											基金等合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰 余 金							剰余金合計	
				損失填補 準備金	そ の 他 剰 余 金					当期未処分 剰余金		
				危険準備 積立金	社会厚生 福祉事業 助成資金	圧縮 積立金	圧縮 特別勘定 積立金	別段 積立金				
当期首残高	100,000	1,300,000	651	18,394	71,917	351	63,729	14,790	170	184,426	353,780	1,754,431
当期変動額												
社員配当準備金の積立										△185,145	△185,145	△185,145
損失填補準備金の積立				599						△599	—	—
基金利息の支払										△277	△277	△277
当期純剰余										323,459	323,459	323,459
社会厚生福祉事業助成 資金の積立					3,000					△3,000	—	—
社会厚生福祉事業助成 資金の取崩					△3,000					3,000	—	—
圧縮積立金の積立							9,380			△9,380	—	—
圧縮積立金の取崩							△1,254			1,254	—	—
圧縮特別勘定積立金の 積立								1,007		△1,007	—	—
圧縮特別勘定積立金の 取崩								△13,728		13,728	—	—
土地再評価差額金の 取崩										2,740	2,740	2,740
基金等以外の項目の 当期変動額 (純額)												
当期変動額合計	—	—	—	599	—	—	8,126	△12,721	—	144,772	140,776	140,776
当期末残高	100,000	1,300,000	651	18,993	71,917	351	71,855	2,069	170	329,199	494,556	1,895,208

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,165,946	△68,056	△54,706	4,043,182	5,797,613
当期変動額					
社員配当準備金の積立					△185,145
損失填補準備金の積立					—
基金利息の支払					△277
当期純剰余					323,459
社会厚生福祉事業助成 資金の積立					—
社会厚生福祉事業助成 資金の取崩					—
圧縮積立金の積立					—
圧縮積立金の取崩					—
圧縮特別勘定積立金の 積立					—
圧縮特別勘定積立金の 取崩					—
土地再評価差額金の 取崩					2,740
基金等以外の項目の 当期変動額 (純額)	2,476,154	△93,533	△2,740	2,379,880	2,379,880
当期変動額合計	2,476,154	△93,533	△2,740	2,379,880	2,520,657
当期末残高	6,642,100	△161,590	△57,447	6,423,062	8,318,270

9. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
基礎利益 A	647,453	656,563
キャピタル収益	457,453	596,133
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	17,720	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	328,211	507,284
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	68,465
その他キャピタル収益	111,522	20,382
キャピタル費用	462,402	286,663
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	34,144
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	48,704	40,193
有価証券評価損	202,393	4,963
金融派生商品費用	83,947	48,004
為替差損	29,408	—
その他キャピタル費用	97,947	159,357
キャピタル損益 B	△4,948	309,469
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	642,505	966,032
臨時収益	1,473	2,188
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	1,473	—
その他臨時収益	—	2,188
臨時費用	292,740	537,150
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	101,156	166,396
個別貸倒引当金繰入額	—	1,579
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	191,584	369,175
臨時損益 C	△291,266	△534,961
経常利益 A+B+C	351,238	431,070

(参考) その他項目の内訳

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
基礎利益	△13,574	138,975
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及びヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	18,118	18,811
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△111,522	140,545
マーケット・ヴァリュア・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	79,829	△20,382
その他キャピタル収益	111,522	20,382
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及びヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	—	—
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	111,522	—
マーケット・ヴァリュア・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	20,382
その他キャピタル費用	97,947	159,357
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及びヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	18,118	18,811
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	140,545
マーケット・ヴァリュア・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	79,829	—
その他臨時収益	—	2,188
投資損失引当金戻入額	—	2,188
その他臨時費用	191,584	369,175
投資損失引当金繰入額	5,471	—
保険業法施行規則第69条第5項に基づく責任準備金繰入額	186,113	369,175

10. 剰余金処分案

(単位:千円)

科目	2019年度	2020年度
	金額	金額
当期未処分剰余金	184,426,821	329,199,756
任意積立金取崩額	14,983,278	2,452,475
社員配当平衡積立金取崩額	—	—
圧縮積立金取崩額	1,254,517	1,390,319
圧縮特別勘定積立金取崩額	13,728,761	1,062,156
計	199,410,100	331,652,232
剰余金処分額	199,410,100	331,652,232
社員配当準備金	185,145,971	276,006,182
差引純剰余金	14,264,128	55,646,050
損失填補準備金	599,000	995,000
基金償却積立金	—	50,000,000
基金利息	277,000	277,000
任意積立金	13,388,128	4,374,050
社会厚生福祉事業助成資金	3,000,000	3,000,000
圧縮積立金	9,380,761	1,374,050
圧縮特別勘定積立金	1,007,367	—
次期繰越剰余金	—	—

11. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区分	2019年度末	2020年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,523	10,308
危険債権	17,067	16,511
要管理債権	1,563	2,635
小計	29,155	29,456
(対合計比)	(0.27)	(0.28)
正常債権	10,945,411	10,338,632
合計	10,974,566	10,368,089

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)であり、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

○債務者区分による債権に対する補足説明

- ・本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金、支払承諾見返、金融機関保証付私債債です。
- ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2019年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権2,106百万円、2020年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権2,514百万円です。

12. リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

区分	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	1,532	1,014
延滞債権額	26,057	25,806
3か月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	1,563	2,635
合計	29,154	29,456
(貸付残高に対する比率)	(0.39)	(0.40)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は2019年度末が破綻先債権額2,027百万円、延滞債権額78百万円、2020年度末が破綻先債権額2,448百万円、延滞債権額66百万円です。
2. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
6. 資産の自己査定の結果に基づき破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先とした債務者に対する貸付金の未収利息を収益不計上としています。

13. 貸倒引当金の明細

(単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度	比較
(1)貸倒引当金残高の内訳			
(イ) 一般貸倒引当金	1,035	5,424	4,389
(ロ) 個別貸倒引当金	1,651	2,794	1,143
(ハ) 特定海外債権引当勘定	—	—	—
(2)個別貸倒引当金			
(イ) 繰入額	3,757	5,309	1,552
(ロ) 取崩額	5,231	3,730	△1,500
[償却に伴う取崩額を除く]			
(ハ) 純繰入額	△1,473	1,579	3,053
(3)特定海外債権引当勘定			
(イ) 対象国数	—	—	—
(ロ) 債権額	—	—	—
(ハ) 繰入額	—	—	—
(ニ) 取崩額	—	—	—
(4)貸付金償却	—	—	—

14. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	13,865,444	17,717,439
基金・諸準備金等	5,143,643	5,432,807
基金等	1,569,008	1,618,924
価格変動準備金	1,448,014	1,521,916
危険準備金	1,878,267	2,044,663
一般貸倒引当金	1,035	5,424
その他	247,318	241,878
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%	5,025,159	8,042,164
土地の含み損益×85%	479,243	503,035
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,697,908	1,973,928
負債性資本調達手段等	1,545,320	1,841,512
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△55,023	△105,201
その他	29,191	29,191
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	2,831,718	3,516,976
保険リスク相当額 R_1	115,290	114,185
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	85,115	88,290
予定利率リスク相当額 R_2	348,663	321,151
最低保証リスク相当額 R_7	5,620	5,378
資産運用リスク相当額 R_3	2,410,869	3,111,675
経営管理リスク相当額 R_4	59,311	72,813
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	979.2% / 1,007.5%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

(参考)

○個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率

		2019年度末	2020年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

15. 2020年度特別勘定の状況

(1) 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区分	2019年度末	2020年度末
	金額	金額
個人変額保険	94,319	112,908
個人変額年金保険	28,017	32,223
団体年金保険	1,080,089	1,082,174
特別勘定計	1,202,426	1,227,305

(2) 個人変額保険(特別勘定)の状況

① 保有契約高

(単位:件、百万円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	11,312	4,567	10,791	6,271
変額保険(終身型)	31,271	436,503	30,608	425,701
合計	42,583	441,071	41,399	431,973

② 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	6,019	6.4	9,060	8.0
有価証券	83,538	88.6	98,331	87.1
公社債	24,046	25.5	22,793	20.2
株式	5,358	5.7	13,747	12.2
外国証券	32,833	34.8	38,711	34.3
公社債	9,904	10.5	9,757	8.6
株式等	22,929	24.3	28,954	25.6
その他の証券	21,301	22.6	23,058	20.4
貸付金	—	—	—	—
その他	4,761	5.0	5,536	4.9
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	94,319	100.0	112,908	100.0

③ 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,658	4,453
有価証券売却益	5,948	12,365
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	△3,266	5,778
為替差益	200	230
金融派生商品収益	1,395	1,333
その他の収益	5	1
有価証券売却損	6,790	3,322
有価証券償還損	0	0
有価証券評価損	2,443	△5,939
為替差損	230	180
金融派生商品費用	4,447	1,884
その他の費用	0	0
収支差額	△7,971	24,714

(3) 個人変額年金保険(特別勘定)の状況

① 保有契約高

(単位:件、百万円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	33,818	28,001	27,164	32,221

② 年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	—	—	—	—
有価証券	27,205	97.1	31,498	97.8
公社債	6,290	22.5	4,586	14.2
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	20,915	74.7	26,912	83.5
貸付金	—	—	—	—
その他	811	2.9	724	2.2
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	28,017	100.0	32,223	100.0

③ 個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,434	1,336
有価証券売却益	332	145
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	△2,320	3,319
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	0	0
有価証券売却損	126	376
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	6,491	△7,814
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	0	0
収支差額	△7,169	12,239

16. 保険会社及びその子会社等の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標

(単位:億円)

項目	2019年度	2020年度
経常収益	80,506	81,609
経常利益	2,813	4,756
親会社に帰属する当期純剰余	1,921	3,315
包括利益	△6,305	28,379

項目	2019年度末	2020年度末
総資産	800,811	855,899
ソルベンシー・マージン比率	1,047.5%	1,075.0%

(2) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

連結される子会社および子法人等数	15社
持分法適用の非連結の子会社および子法人等数	0社
持分法適用の関連法人等数	15社
期中における重要な関係会社の異動について	なし

(3)連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社および子法人等数 15 社

主要な連結される子会社および子法人等

ニッセイ信用保証株式会社

ニッセイ・リース株式会社

ニッセイ・キャピタル株式会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

ニッセイ情報テクノロジー株式会社

大樹生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

はなさく生命保険株式会社

Nippon Life Insurance Company of America

NLI US Investments, Inc.

MLC Limited

Nippon Life India Asset Management Limited

NLI US Investments, Inc.は、2021年5月1日付で、Nippon Life Americas, Inc.に商号を変更しております。

主要な非連結の子会社および子法人等は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結の子会社および子法人等については、総資産、売上高、当期純損益および剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社および子法人等数 0 社

持分法適用の関連法人等数 15 社

主要な持分法適用の関連法人等

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

企業年金ビジネスサービス株式会社

長生人寿保險有限公司

Bangkok Life Assurance Public Company Limited

Reliance Nippon Life Insurance Company Limited

Post Advisory Group, LLC

PT Sequis

PT Asuransi Jiwa Sequis Life

The TCW Group, Inc.

Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited

持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等(Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社他)ならびに関連法人等(株式会社エスエルトワーズ他)については、それぞれ連結純損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社および子法人等のうち、在外会社の決算日は、12月31日および3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、12月31日を決算日とする在外会社は、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんおよび持分法適用の関連法人等に係るのれん相当額(以下「のれん等」という)は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

(4)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2019年度末	2020年度末	科目	2019年度末	2020年度末
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,751,037	1,771,810	保険契約準備金	66,765,636	68,266,939
コールローン	422,906	540,086	支払備金	258,970	249,222
買入金銭債権	375,278	316,335	責任準備金	65,406,129	66,916,145
金銭の信託	33,779	135	社員配当準備金	1,043,785	1,046,832
有価証券	65,084,003	70,741,631	契約者配当準備金	56,750	54,738
貸付金	8,436,650	8,423,975	再保険	7,519	8,065
有形固定資産	1,913,574	1,941,042	社債	1,277,620	1,432,612
土地	1,261,133	1,284,407	その他負債	3,541,405	3,871,138
建物	582,389	579,054	役員賞与引当金	92	433
リース資産	9,262	8,280	退職給付に係る負債	449,594	438,263
建設仮勘定	16,167	22,427	役員退職慰労引当金	4,970	689
その他の有形固定資産	44,620	46,872	ポイント引当金	8,864	8,528
無形固定資産	386,396	385,669	価格変動準備金	1,531,621	1,610,738
ソフトウェア	126,334	122,279	繰延税金負債	157,426	962,359
のれん	84,220	83,185	再評価に係る繰延税金負債	103,072	101,894
リース資産	35	31	支払承諾	76,136	71,728
その他の無形固定資産	175,805	180,172	負債の部合計	73,923,960	76,773,391
再保険貸	69,533	26,705	(純資産の部)		
その他資産	1,512,525	1,367,177	基金	100,000	100,000
退職給付に係る資産	-	468	基金償却積立金	1,300,000	1,300,000
繰延税金資産	24,318	13,538	再評価積立金	651	651
支払承諾見返	76,136	71,728	連結剰余金	554,790	709,574
貸倒引当金	△4,969	△10,343	基金等合計	1,955,441	2,110,225
			その他有価証券評価差額金	4,199,843	6,767,268
			繰延ヘッジ損益	△69,235	△163,088
			土地再評価差額金	△54,706	△57,447
			為替換算調整勘定	△26,406	△25,774
			退職給付に係る調整累計額	△15,030	△6,511
			その他の包括利益累計額合計	4,034,464	6,514,448
			新株予約権	926	1,349
			非支配株主持分	166,377	190,546
			純資産の部合計	6,157,210	8,816,569
資産の部合計	80,081,170	85,589,960	負債及び純資産の部合計	80,081,170	85,589,960

(連結貸借対照表の注記)

1. (1) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④ 非連結または持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

 - (1) 当社
 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
 - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、全ての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
 - ④ 上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
 - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
 - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
 - (2) 大樹生命保険株式会社
 - ① 終身保険・年金保険(40年以内)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む)および年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の40年以内の部分)
 - ② 拋出型企業年金(27年以内)小区分(拋出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の27年以内の部分)
 - ③ 一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分1(2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
 - ④ 一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分2(2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
 - ⑤ 一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分1(2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))
 - ⑥ 一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分2(2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))

- (3) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
- ①個人保険・個人年金商品(ただし一部保険種類を除く)
 - ②終身がん保険・養老保険商品
 - ③一時払終身保険(確定積立金区分型)商品
 - ④上記を除く円建一時払商品(ただし、一時払定額年金については、契約日が2006年4月1日以降かつ契約日時点における被保険者年齢が80歳以上の契約を除く)
 - ⑤上記を除く米ドル建商品(ただし一部保険種類を除く)
 - ⑥上記を除く豪ドル建一時払年金商品
- (4) はなさく生命保険株式会社
- 全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券について責任準備金対応債券に区分しております。
3. 金融派生商品および金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
4. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
- イ 有形固定資産(リース資産を除く)
 - (i) 建物
定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外
主に定率法により行っております。
なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等のその他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
 - (ii) 上記以外
リース期間に基づく定額法により行っております。
- ②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。
- なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場または連結会計年度末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
- また、一部の連結される子会社および子法人等が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。
6. (1) 当社の貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。

- (2) 当社の全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 連結される子会社および子法人等については、主として資産査定基準および償却・引当基準等へのとおり、必要と認められた額を引き当てております。
- (4) 破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は 3,784 百万円(担保・保証付債権に係る額 64 百万円)であります。

7. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

8. (1) 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

(2) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
②数理計算上の差異の処理年数	5 年
③過去勤務費用の処理年数	5 年

9. 役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社および子法人等の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。

なお、当社は、2020 年 7 月 2 日の総代会において、役員退任慰労金制度を廃止することを決議しております。これにより、同制度に基づく支払いが確定したことから、未払分 4,432 百万円を役員退職慰労引当金から取り崩し、未払金に振り替え、その他負債に表示しております。

10. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

11. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算定した額を計上しております。

12. 貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

13. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。

①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 26 号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金、外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債
為替予約	外貨建債券等
株式先渡	国内株式

③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

14. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

15. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

16. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(2020年3月31日企業会計基準委員会実務対応報告第39号)に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

17. (1) 当社および連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。

なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、当社および一部の連結される国内の生命保険会社は、当連結会計年度に責任準備金の追加積み立てを行っております。この結果、責任準備金が382,024百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が382,024百万円減少しております。

イ 当社

2018年度より、一部の個人年金保険契約を対象に5年間にわたり追加して積み立てることとしていた責任準備金については、当連結会計年度に一括して積み立てております。また、2019年度より、一部の終身保険契約(一時払契約を含む)について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、6年間にわたり段階的に積み立てることとしておりましたが、3年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が369,175百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が369,175百万円減少しております。

ロ 大樹生命保険株式会社

一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を追加して積み立てております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が12,849百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が12,849百万円減少しております。

(2) 連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、豪州会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。

18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号)を当連結会計年度末より適用しております。

当該会計基準に基づき識別した重要な会計上の見積りは、のれん等の評価であります。

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されているのれん等は、次のとおりです。

①のれん	83,185 百万円
Nippon Life India Asset Management Limited	83,185 百万円
②のれん相当額	77,554 百万円
Reliance Nippon Life Insurance Company Limited	36,896 百万円
The TCW Group, Inc.	21,445 百万円
PT Sequis	19,212 百万円

また、のれん等の減損処理にあたって使用した会計上の見積りの内容については、連結損益計算書の注記第 2 項をご参照ください。

19. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の一般勘定(保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融资取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。その他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、投融资執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

20. (1) 主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
現金及び預貯金(譲渡性預金)	173,998	173,998	-
その他有価証券	173,998	173,998	-
買入金銭債権	316,335	326,751	10,415
満期保有目的の債券	29,888	30,191	302
責任準備金対応債券	219,273	229,386	10,113
その他有価証券	67,173	67,173	-
金銭の信託	135	135	-
売買目的有価証券	135	135	-
有価証券	69,552,982	73,044,186	3,491,203
売買目的有価証券	1,440,294	1,440,294	-
満期保有目的の債券	370,358	389,156	18,797
責任準備金対応債券	27,454,740	30,919,189	3,464,449
子会社株式及び関連会社株式	39,211	47,168	7,956
その他有価証券	40,248,377	40,248,377	-
貸付金(*3)	8,416,842	8,641,114	224,272
保険約款貸付	537,918	537,918	-
一般貸付	7,878,923	8,103,196	224,272
金融派生商品(*4)	(400,186)	(400,186)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	63,355	63,355	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(463,541)	(463,541)	-
社債(*3,*5)	(1,432,612)	(1,458,829)	(26,217)
売現先勘定(*5)	(1,469,600)	(1,469,600)	-
借入金(*5)	(736,801)	(737,525)	(724)

(*1)貸倒引当金を計上したのものについては、当該引当金を控除しております。

(*2)当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(*3)金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*4)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*5)社債、売現先勘定および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

①有価証券および預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うもの

イ 市場価格のあるもの

連結会計年度末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式および外国株式については、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格の平均によっております。

ロ 市場価格のないもの

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

③金融派生商品

イ 先物取引の市場取引の時価については、連結会計年度末日の清算値または終値によっております。

ロ 株式オプション取引の時価については、主に連結会計年度末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

ハ 金利スワップ取引、金利スワップション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および先渡取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

④金銭の信託

上記①および③の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。

⑤社債

連結会計年度末日の市場価格によっております。

⑥売現先勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑦借入金

変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借入れの時価については、当該借入れを裏付けとして発行される社債の市場価格によっております。

- (3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、1,188,648 百万円であります。

- (4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は 84,677 百万円であります。

②満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	20,024	20,523	499
	公社債	56,833	58,059	1,225
	外国証券	274,331	292,190	17,859
	小計	351,189	370,773	19,584
時価が連結貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	9,864	9,667	△196
	公社債	3,400	3,398	△1
	外国証券	35,794	35,508	△285
	小計	49,058	48,574	△484
合計		400,247	419,348	19,100

③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	214,203	224,354	10,150
	公社債	22,123,969	25,651,315	3,527,346
	外国証券	997,047	1,092,943	95,896
	小計	23,335,220	26,968,614	3,633,393
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	5,069	5,032	△37
	公社債	4,171,431	4,018,029	△153,401
	外国証券	162,291	156,899	△5,392
	小計	4,338,793	4,179,962	△158,831
合計		27,674,013	31,148,576	3,474,562

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	連結貸借対照表価額	差額
連結貸借対照表価額が取得原価または償却原価を超えるもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	55,000	55,000	0
	買入金銭債権	32,897	34,123	1,225
	公社債	3,292,971	3,528,599	235,627
	株式	3,755,368	9,791,532	6,036,164
	外国証券	17,032,482	20,192,468	3,159,985
	その他の証券	2,232,400	2,463,052	230,651
	小計	26,401,122	36,064,776	9,663,654
連結貸借対照表価額が取得原価または償却原価を超えないもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	119,000	118,998	△1
	買入金銭債権	33,422	33,050	△372
	公社債	536,059	524,379	△11,679
	株式	722,124	574,157	△147,966
	外国証券	2,220,427	2,144,908	△75,519
	その他の証券	1,045,053	1,029,278	△15,774
	小計	4,676,087	4,424,772	△251,314
合計		31,077,209	40,489,548	9,412,339

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの 792,035 百万円は含めておりません。

当連結会計年度において、時価のあるものにつき 1,502 百万円減損処理を行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の時価のある株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものにつき、原則として連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ連結会計年度末日以前 1 カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%超 70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(5) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金(譲渡性預金)	174,000	-	-	-
その他有価証券	174,000	-	-	-
買入金銭債権	6,109	4,822	48,017	254,861
満期保有目的の債券	-	-	-	29,093
責任準備金対応債券	109	2,522	42,206	174,309
その他有価証券	6,000	2,300	5,810	51,458
有価証券	1,319,939	6,787,566	13,980,804	32,172,987
満期保有目的の債券	34,145	160,709	107,106	68,082
責任準備金対応債券	424,632	3,045,759	5,119,545	18,612,509
その他有価証券	861,161	3,581,098	8,754,152	13,492,395
貸付金(*1)	1,026,193	2,684,253	2,096,703	2,042,787
社債(*2)	-	-	-	1,371,512
売現先勘定	1,469,600	-	-	-
借入金(*3)	32,090	82,261	2,450	520,000

(*1) 保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの 6,800 百万円は含めておりません。

(*2) 劣後特約付社債等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

(*3) 劣後特約付借入金等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

21. 当連結会計年度末における賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は 1,319,874 百万円、時価は 1,736,904 百万円であります。
- 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。
- また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は 3,313 百万円であります。
22. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は 29,529 百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ①破綻先債権額は 1,044 百万円、延滞債権額は 25,849 百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金に該当しないものであります。
- ②3 カ月以上延滞債権額はありません。
- なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- ③貸付条件緩和債権額は 2,635 百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は 3,653 百万円、延滞債権額は 130 百万円それぞれ減少しております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額は1,203,751百万円であります。

24. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,459,633百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。

25. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当連結会計年度期首現在高	1,043,785百万円
ロ 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	185,145百万円
ハ 当連結会計年度社員配当金支払額	203,557百万円
ニ 利息による増加額	21,458百万円
ホ 当連結会計年度末現在高(イ+ロ-ハ+ニ)	1,046,832百万円

26. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当連結会計年度期首現在高	56,750百万円
ロ 当連結会計年度契約者配当金支払額	13,988百万円
ハ 利息による増加額	10百万円
ニ 契約者配当準備金繰入額	11,966百万円
ホ 当連結会計年度末現在高(イ-ロ+ハ+ニ)	54,738百万円

27. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、発行者の裁量により繰上償還をすることが可能であります。

当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012年10月	2022年10月以降の各利払日
2014年10月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2016年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2020年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日

28. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金620,000百万円が含まれております。

また、2021年5月11日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	2,000億円
利率	2031年5月11日まで 年0.97%(固定金利) 2031年5月12日以降 固定金利(ステップアップあり・5年ごとにリセット)
返済期限	2051年5月11日の3銀行営業日前(2031年5月11日およびその5年後ごとの応当日の3銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能)
資金使途	一般事業資金

29. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金16,227百万円、有価証券2,465,498百万円、土地252百万円、建物40百万円、リース契約等に係る債権3,580百万円であります。また、担保に係る債務の額は1,483,501百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却1,342,624百万円および売現先勘定1,469,600百万円をそれぞれ含んでおります。

30. 2021年5月24日の取締役会において、2021年度中に基金を50,000百万円募集することに伴う定款の一部変更を7月2日開催予定の総代会に付議することを決議しております。
31. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式および出資金の総額は435,824百万円であります。
32. ストック・オプションに関する事項は、次のとおりです。

①ストック・オプションに関する費用計上額および科目名

(単位:百万円)

事業費	581
-----	-----

②権利不行使による失効に係る利益計上額および科目名

(単位:百万円)

新株予約権戻入益	13
----------	----

③ストック・オプションの内容

	Nippon Life India Asset Management Limited		
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権
付与対象者の区分 および人数	代表取締役 1名 従業員 84名	代表取締役 1名 従業員 137名	代表取締役 1名 従業員 157名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数(*1)	普通株式 4,944,246株	普通株式 4,598,135株	普通株式 11,190,706株
付与日	2017年8月8日	2018年4月25日	2019年4月29日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に権利確定 (*2)	付与後毎年25%毎に権利確定	付与後毎年25%毎に権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条件を 充足する日まで	付与日から権利確定条件を 充足する日まで	付与日から権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自 2018年8月8日 至 2024年8月7日	自 2019年4月25日 至 2025年4月24日	自 2020年4月29日 至 2026年4月28日

	Nippon Life India Asset Management Limited	
	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権
付与対象者の区分 および人数	代表取締役 1名 従業員 156名	代表取締役 1名 従業員 31名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数(*1)	普通株式 18,081,008株	普通株式 469,772株
付与日	2019年7月29日	2020年6月10日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に権利確定	付与後毎年25%毎に権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条件を 充足する日まで	付与日から権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自 2020年7月29日 至 2026年7月28日	自 2021年6月10日 至 2027年6月9日

(*1)株式数に換算して記載しております。

(*2)代表取締役に付与されたストック・オプションは、付与日から3年後に一括で権利確定されます。

④ストック・オプションの規模およびその変動状況

イ スtock・オプションの数

(単位:株)

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権
権利確定前					
前連結会計年度末	2,811,171	3,050,539	10,857,959	17,816,872	-
付与	-	-	-	-	469,772
失効	154,869	209,797	471,839	550,235	-
権利確定	1,767,758	1,015,394	2,714,490	4,520,252	-
未確定残	888,544	1,825,348	7,671,630	12,746,385	469,772
権利確定後					
前連結会計年度末	1,515,028	990,470	-	-	-
権利確定	1,767,758	1,015,394	2,714,490	4,520,252	-
権利行使	1,811,972	145,255	1,321,990	1,113,683	-
失効	49,909	116,442	25,675	74,811	-
未行使残	1,420,905	1,744,167	1,366,825	3,331,758	-

ロ 単価情報

(単位:ルピー)

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権
権利行使価格	204.25	256.10	202.35	223.32	247.60
行使時平均株価	330.13	302.89	322.66	323.13	-
付与日における 公正な評価単価	10.82	45.71	38.94	43.06	65.51

⑤ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

イ 使用した方法 ブラック・ショールズ式

ロ 主な基礎数値および見積方法

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権
株価変動性(*1)	13.92%~20.81%	14.21%	16.66%	16.46%	16.17%
予想残存期間(*2)	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年
予想配当率(*3)	3.09%	3.25%	2.97%	3.22%	1.98%
無リスク利子率(*4)	6.20%~6.34%	7.06%~7.15%	6.32%~6.55%	6.22%~6.45%	4.37%~4.88%

(*1)インド国立証券取引所が提供する指数によっております。

(*2)権利付与後、権利行使可能な期間の最短期間と最長期間の和半値によっております。

(*3)過去の配当実績によっております。

(*4)残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率によっております。

⑥ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

33. 非支配株主との取引および新会社設立に関する事項等は、次のとおりです。

(1) 大樹生命保険株式会社

当社は、2021年3月16日に、大樹生命保険株式会社(当社が株式の82.6%を保有、以下「大樹生命」という)の株式の2.4%を非支配株主より取得しております。

①取引の概要

イ 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 大樹生命保険株式会社

事業の内容 生命保険業

ロ 企業結合日

2021年3月31日(みなし取得日)

ハ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式追加取得

ニ 結合後企業の名称

大樹生命保険株式会社

ホ その他取引の概要に関する事項

当社によるグループ戦略の推進やガバナンス体制の強化を目的として、大樹生命の株式の2.4%を追加取得し、当社議決権比率を引き上げております。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

③被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金による支出額 8,027百万円

取得原価 8,027百万円

④非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

イ 連結剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

ロ 非支配株主との取引によって増加した連結剰余金の金額

5,530百万円

(2) ニッセイ少額短期設立準備株式会社

当社は、少額短期保険子会社(以下「新会社」という)の設立に向け、2021年4月30日にニッセイ少額短期設立準備株式会社(以下「準備会社」という)を設立しております。

①新会社設立の目的

ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化やデジタル環境の普及等を背景に多様化するお客様ニーズに対応するべく、生保・損保の両領域で、さまざまな保険商品を柔軟かつ迅速に提供していくことを目的としております。

②準備会社の概要

イ 社名 ニッセイ少額短期設立準備株式会社

ロ 本店所在地 東京都千代田区

ハ 資本金 5億9,999万円(資本準備金含む)

③設立の時期

2021年4月30日

④準備会社の設立後の持分比率

100%

⑤その他

新会社の設立に際しては、当社による保険業法第 272 条の 31 第 1 項に基づく金融庁長官の承認および保険業法第 106 条第 7 項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第 272 条に基づく少額短期保険業の登録が条件となります。

34. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は 3,028,877 百万円であります。
35. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は 389,126 百万円であります。
36. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は 274,291 百万円であります。
37. 保険業法施行令第 37 条の 4 に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等に対応する見積額は 85,539 百万円であります。
なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

38. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

一部の連結される子会社および子法人等は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	697,314 百万円
ロ 勤務費用	29,802 百万円
ハ 利息費用	4,221 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	5,705 百万円
ホ 退職給付の支払額	△46,476 百万円
ヘ その他	128 百万円
ト 期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	690,695 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	248,422 百万円
ロ 期待運用収益	3,527 百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	12,403 百万円
ニ 事業主からの拠出額	7,439 百万円
ホ 退職給付の支払額	△18,172 百万円
ヘ その他	18 百万円
ト 期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	253,640 百万円

③簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付に係る負債	702 百万円
ロ 退職給付費用	94 百万円
ハ 退職給付の支払額	△57 百万円
ニ 期末における退職給付に係る負債(イ+ロ+ハ)	739 百万円

④退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	260,881 百万円
ロ 年金資産	△253,640 百万円
	7,241 百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	430,553 百万円
ニ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,795 百万円
ホ 退職給付に係る負債	438,263 百万円
ヘ 退職給付に係る資産	△468 百万円
ト 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,795 百万円

⑤退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	29,802 百万円
ロ 利息費用	4,221 百万円
ハ 期待運用収益	△3,527 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	6,493 百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317 百万円
ヘ 簡便法で計算した退職給付費用	94 百万円
ト その他	106 百万円
チ 確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	35,872 百万円

⑥その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ 数理計算上の差異	13,191 百万円
ロ 過去勤務費用	△1,317 百万円
ハ 合計(イ+ロ)	11,873 百万円

⑦その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ 未認識数理計算上の差異	14,840 百万円
ロ 未認識過去勤務費用	△5,271 百万円
ハ 合計(イ+ロ)	9,568 百万円

⑧年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	48.1%
ロ 外国証券	20.0%
ハ 現金及び預貯金	19.8%
ニ 国内債券	8.0%
ホ 国内株式	4.0%
ヘ その他	0.0%
ト 合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	100.0%

⑨長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑩数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.3%～6.4%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%～6.4%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は5,069百万円です。

39. (1) 繰延税金資産の総額は1,955,435百万円であり、繰延税金負債の総額は2,796,840百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は107,416百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,134,764百万円、価格変動準備金449,440百万円および退職給付に係る負債120,652百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金2,615,062百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、株式の時価上昇に伴う評価性引当額の減少であります。

- (2) 当連結会計年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△20.7%であります。

40. 土地の再評価に関する法律に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

41. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社では、一時払外貨建養老保険(米ドル建・豪ドル建)および一時払外貨建終身保険(米ドル建・豪ドル建)を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。

当該再保険契約により保険リスクを移転し、金利変動時の市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額または取崩相当額を含めて再保険収入として計上しております。ただし、当該再保険契約に係る再保険収入が負債となる場合は、再保険料として計上しております。

当該修正共同保険式再保険に係る再保険貸の当連結会計年度末残高は15,242百万円であり、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金の当連結会計年度末残高は779,013百万円あります。

(5)連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
	金額	金額
経常収益	8,050,657	8,160,966
保険料等収入	5,719,334	5,190,112
資産運用益	2,007,454	2,682,040
利息及び配当金等収入	1,597,896	1,558,947
金銭の信託運用益	17,720	—
売買目的有価証券運用益	34,737	10,488
有価証券売却益	350,794	537,390
有価証券償還益	2,585	3,998
為替差益	—	413,806
貸倒引当金戻入額	1,023	—
その他の運用収益	2,697	2,535
特別勘定資産運用益	—	154,873
その他経常収益	323,869	288,813
経常費用	7,769,300	7,685,338
保険金等支払金	4,561,046	4,696,798
保年給	1,262,045	1,233,439
給約返戻金	994,266	991,956
解約返戻金	873,235	847,024
その他の返戻金	1,111,079	1,278,280
再保険料	219,474	256,135
責任準備金等繰入額	100,944	89,962
責任準備金繰入額	1,335,682	1,508,211
社員配当金積立利息繰入額	1,313,949	1,486,743
契約者配当金積立利息繰入額	21,722	21,458
資産運用費用	699,013	347,208
支払利息	11	10
金銭の信託運用損	37,771	31,354
有価証券売却損	—	34,144
有価証券評価損	61,131	47,651
有価証券償還損	220,341	6,766
金融派生商品費用	12,749	14,852
為替差損	20,478	146,237
貸倒引当金繰入額	235,504	—
貸付金償却	—	5,910
貸付金償却	14	26
貸用不動産等減価償却費用	20,370	20,604
その他の運用費用	39,699	39,660
特別勘定資産運用損	50,951	—
事業費用	816,454	791,723
その他経常費用	357,103	341,395
経常利益	281,357	475,628
特別利益	55,267	1,550
固定資産等処分益	6,529	1,536
段階取得に係る差益	48,730	—
新株予約権戻入益	6	13
特別損失	127,694	93,483
固定資産等処分損	7,275	6,201
減損損	45,057	5,084
価格変動準備金繰入額	71,438	79,116
不動産圧縮損	204	80
社会厚生福祉事業助成金	3,000	3,000
その他の特別損	718	—
契約者配当準備金繰入額	11,829	11,966
税金等調整前当期純剰余	197,101	371,727
法人税及び住民税等	163,519	154,691
法人税等調整額	△149,172	△119,051
法人税等合計	14,346	35,639
当期純剰余	182,754	336,087
非支配株主に帰属する当期純剰余	△9,383	4,583
(△は非支配株主に帰属する当期純損失)		
親会社に帰属する当期純剰余	192,137	331,504

(連結損益計算書の注記)

1. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(改正企業会計基準第 24 号)に基づき識別した関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した、重要な会計処理の原則および手続きは、次のとおりです。

- (1) 保険料等収入(再保険収入を除く)は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
- (2) 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

2. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

イ 不動産等

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

ロ のれん等

当社は、のれん等については、原則として会社単位で一つの資産グループとしております。

なお、PT Sequis に係るのれん相当額の評価にあたっては、同社が中間持株会社として保有する PT Asuransi Jiwa Sequis Life が実質的な事業活動を行っていることから、PT Sequis と PT Asuransi Jiwa Sequis Life を一つの資産グループとしております。

②減損の兆候の識別

イ 不動産等

資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等、減損が生じている可能性を示す事象がある場合に減損の兆候を識別しております。

なお、当連結会計年度末においては、一部の資産グループについて、上記に該当したため減損の兆候を識別しております。

ロ のれん等

資産グループが以下のいずれかに該当する場合等には、減損の兆候を識別しております。

- (i) 当期損益または営業活動から生じるキャッシュ・フローが 2 期連続してマイナスとなっている場合、または継続してマイナスとなる見込みである場合
- (ii) 事業内容や経営戦略が当初計画から大幅に転換し、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合
- (iii) 経営環境の著しい悪化や悪化の見込みにより、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

当連結会計年度末においては Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれん、Reliance Nippon Life Insurance Company Limited に係るのれん相当額および、PT Sequis に係るのれん相当額について、減損の兆候を識別しております。なお、Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれんは、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号)の第 109 項に基づき、のれんの金額が多額に上るため、減損の兆候を識別しております。

③減損損失の認識および測定

イ 不動産等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを 3.0%で割り引いて算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

当連結会計年度末においては、減損の兆候が識別された一部の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

ロ のれん等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合等は、のれん等の金額を超えない範囲で、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、それぞれの資産グループにおける将来見込みおよび中期経営計画等に基づき算定された将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しております。正味売却価額については、株式等の時価に保有株式数を乗じた金額等により算定しております。

なお、生命保険会社における減損判定では「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会)等の要件を充たすことを確認のうえ、上記の割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額(Embedded Value(以下「EV」という)と新契約価値の合計)を使用しております。EV とは、「貸借対照表の純資産の部の金額に必要な修正を加えた修正純資産」と、「保有契約から生じる将来の税引後利益の現在価値である保有契約価値」を合計したものであり、保険株式会社の株主価値や M&A における買収価格の把握等を目的として使用される、株主に帰属する企業価値を表すものであります。また、新契約価値とは、「将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益の現在価値」を表すものであります。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された生命保険会社である Reliance Nippon Life Insurance Company Limited および PT Sequis に係るのれん相当額の減損判定では、割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額を使用しております。なお、当該企業価値評価額の算定に用いる EV は TEV を使用しております。TEV とは、リスクを加味した割引率を用いてキャッシュ・フローを評価する EV の計算手法の一つであります。当該企業価値評価額の算定にあたっては、新契約価値算定の基礎となる各販売チャネルにおける新規契約獲得予測に基づく将来キャッシュ・フローや割引率、EV 算定の基礎となる解約率および保険事故発生率等の保険数理計算上の仮定等に不確実性があります。Reliance Nippon Life Insurance Company Limited に係るのれん相当額は、企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

なお、PT Sequis に係るのれん相当額は、上記に加えて、インドネシアの経済成長率や新型コロナウイルスの影響期間を 2021 年までとする仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、のれん相当額に重要な影響を及ぼす可能性があります。企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれんの減損判定では、Nippon Life India Asset Management Limited から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較しておりますが、前者が後者を上回っていることや、上場企業であり時価評価額と帳簿価額を比較した結果、時価評価額が帳簿価額を上回っていること等を踏まえ、減損損失を認識しておりません。

④減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:百万円)

用途	土地	建物等	合計
賃貸用不動産等	188	116	304
遊休不動産等	3,315	1,464	4,779
合計	3,503	1,580	5,084

3. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社の再保険料には、一時払外貨建養老保険(米ドル建・豪ドル建)および一時払外貨建終身保険(米ドル建・豪ドル建)の修正共同保険式再保険に係る再保険料 49,972 百万円が含まれており、そのうち出再責任準備金調整額(市場価格調整に伴う責任準備金取崩相当額を除く)は 11,398 百万円、市場価格調整に伴う責任準備金取崩相当額は 49,658 百万円であります。当該再保険により、経常利益および税金等調整前当期純剰余は、それぞれ 42,047 百万円減少しております。

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
	金額	金額
当期純利益	182,754	336,087
その他の包括利益	△813,268	2,501,831
その他有価証券評価差額金	△748,619	2,578,320
繰延ヘッジ損益	△37,246	△93,568
為替換算調整勘定	△21,320	8,163
退職給付に係る調整額	△1,543	8,561
持分法適用会社に対する持分相当額	△4,538	354
包括利益	△630,513	2,837,919
親会社に係る包括利益	△613,811	2,814,228
非支配株主に係る包括利益	△16,702	23,691

(連結包括利益計算書の注記)

その他の包括利益の内訳については、次のとおりです。

(1) その他の包括利益に係る組替調整額

(単位:百万円)

その他有価証券評価差額金:

当期発生額	4,000,861	
組替調整額	△455,814	3,545,047
繰延ヘッジ損益:		
当期発生額	△148,780	
組替調整額	19,070	△129,709
為替換算調整勘定:		
当期発生額	8,163	
組替調整額	—	8,163
退職給付に係る調整額:		
当期発生額	6,698	
組替調整額	5,175	11,873
持分法適用会社に対する持分相当額:		
当期発生額	317	
組替調整額	36	354
税効果調整前合計		3,435,729
税効果額		△933,898
その他の包括利益合計		2,501,831

(2) その他の包括利益に係る税効果額

(単位:百万円)

	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
その他有価証券評価差額金	3,545,047	△966,727	2,578,320
繰延ヘッジ損益	△129,709	36,141	△93,568
為替換算調整勘定	8,163	—	8,163
退職給付に係る調整額	11,873	△3,312	8,561
持分法適用会社に対する持分相当額	354	—	354
その他の包括利益合計	3,435,729	△933,898	2,501,831

(6)連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剰余(△は損失)	197,101	371,727
賃貸用不動産等減価償却費	20,370	20,604
減価償却費	72,349	73,296
減損損失	45,057	5,084
のれん償却額	4,679	4,259
支払備金の増減額(△は減少)	△43,633	△10,064
責任準備金の増減額(△は減少)	1,311,041	1,499,301
社員配当準備金積立利息繰入額	21,722	21,458
契約者配当準備金積立利息繰入額	11	10
契約者配当準備金繰入額	11,829	11,966
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,353	5,998
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△14	341
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	6,828	△645
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	65	△4,281
価格変動準備金の増減額(△は減少)	71,438	79,116
利息及び配当金等収入	△1,597,896	△1,558,947
金銭の信託運用損益(△は益)	△17,720	34,144
有価証券関係損益(△は益)	△59,155	△472,118
保険約款貸付関係損益(△は益)	99,699	86,953
金融派生商品関係損益(△は益)	20,478	146,237
支払利息	37,771	31,354
為替差損益(△は益)	233,171	△405,762
有形固定資産関係損益(△は益)	1,295	5,627
持分法による投資損益(△は益)	△1,247	△521
特別勘定資産運用損益(△は益)	50,951	△154,873
段階取得に係る差損益(△は益)	△48,730	—
再保険貸の増減額(△は増加)	△60,283	43,019
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	567	△6,785
再保険借の増減額(△は減少)	△752	355
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	5,376	3,736
その他	△36,144	△13,582
小計	344,874	△182,988
利息及び配当金等の受取額	1,636,593	1,544,272
利息の支払額	△36,470	△32,407
社員配当金の支払額	△176,933	△168,289
契約者配当金の支払額	△15,417	△13,988
その他	△8,530	△14,024
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△138,536	△167,444
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,605,579	965,130
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(△は増加)	△2,211	2,238
買入金銭債権の取得による支出	△16,721	△13,750
買入金銭債権の売却・償還による収入	44,909	49,027
金銭の信託の増加による支出	△3,000	△2,000
金銭の信託の減少による収入	298	1,500
有価証券の取得による支出	△9,312,569	△8,305,269
有価証券の売却・償還による収入	7,255,486	7,439,395
貸付けによる支出	△1,514,841	△1,554,232
貸付金の回収による収入	1,480,523	1,546,870
金融派生商品の決済による収支(純額)	179,466	△207,914
売現先勘定の純増減額(△は減少)	382,239	167,422
債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)	75,490	△101,840
その他	△22,733	△58,621
資産運用活動計	△1,453,660	△1,037,173
(営業活動及び資産運用活動計)	(151,918)	(△72,042)
有形固定資産の取得による支出	△60,940	△73,156
有形固定資産の売却による収入	13,093	3,775
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△61,771	—
その他	△52,091	△50,675
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,615,371	△1,157,230
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	274,627	250,080
借入金の返済による支出	△112,229	△117,391
社債の発行による収入	126,431	166,192
社債の償還による支出	△24,400	△11,200
基金の募集による収入	50,000	—
基金の償却による支出	△50,000	—
基金利息の支払額	△355	△277
連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△3,803	△8,027
連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	1,386	—
その他	△10,815	△4,768
財務活動によるキャッシュ・フロー	250,841	274,607
現金及び現金同等物に係る換算差額	△20,152	14,044
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	220,897	96,552
現金及び現金同等物期首残高	2,011,931	2,226,280
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△6,548	—
現金及び現金同等物期末残高	2,226,280	2,322,833

(連結キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

(7) 連結基金等変動計算書

・2019年度

(単位:百万円)

	基 金 等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	100,000	1,250,000	651	629,555	1,980,206
当期変動額					
基金の募集	50,000				50,000
社員配当準備金の積立				△211,818	△211,818
基金償却積立金の積立		50,000		△50,000	-
基金利息の支払				△355	△355
親会社に帰属する当期純剰余				192,137	192,137
基金の償却	△50,000				△50,000
土地再評価差額金の取崩				16	16
連結範囲及び持分法の適用範囲の変動				△4,977	△4,977
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				232	232
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	50,000	-	△74,764	△24,764
当期末残高	100,000	1,300,000	651	554,790	1,955,441

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,943,922	△31,643	△54,690	△4,853	△13,494	4,839,241	-	158,772	6,978,221
当期変動額									
基金の募集									50,000
社員配当準備金の積立									△211,818
基金償却積立金の積立									-
基金利息の支払									△355
親会社に帰属する当期純剰余									192,137
基金の償却									△50,000
土地再評価差額金の取崩									16
連結範囲及び持分法の適用範囲の変動									△4,977
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									232
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△744,078	△37,592	△16	△21,553	△1,536	△804,777	926	7,604	△796,247
当期変動額合計	△744,078	△37,592	△16	△21,553	△1,536	△804,777	926	7,604	△821,011
当期末残高	4,199,843	△69,235	△54,706	△26,406	△15,030	4,034,464	926	166,377	6,157,210

・2020年度

(単位:百万円)

	基 金 等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	100,000	1,300,000	651	554,790	1,955,441
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△185,145	△185,145
基金利息の支払				△277	△277
親会社に帰属する当期純剰余				331,504	331,504
土地再評価差額金の取崩				2,740	2,740
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動				5,962	5,962
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	154,784	154,784
当期末残高	100,000	1,300,000	651	709,574	2,110,225

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	4,199,843	△69,235	△54,706	△26,406	△15,030	4,034,464	926	166,377	6,157,210
当期変動額									
社員配当準備金の積立									△185,145
基金利息の支払									△277
親会社に帰属する当期純剰余									331,504
土地再評価差額金の取崩									2,740
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動									5,962
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	2,567,424	△93,852	△2,740	632	8,519	2,479,983	422	24,168	2,504,575
当期変動額合計	2,567,424	△93,852	△2,740	632	8,519	2,479,983	422	24,168	2,659,359
当期末残高	6,767,268	△163,088	△57,447	△25,774	△6,511	6,514,448	1,349	190,546	8,816,569

(連結基金等変動計算書の注記)

1. 新株予約権等に関する事項

(単位:百万円)

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
Nippon Life India Asset Management Limited	ストック・オプションとしての新株予約権	1,349

(8) 内部統制報告書

当社代表者は、内部統制報告書を作成し、有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

2020年度の内部統制報告書は以下のとおりです。

内部統制報告書

2021年5月24日

日本生命保険相互会社

代表取締役社長

清水 博

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長清水博は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。なお、本報告書においては、保険業法第110条第2項に基づき作成された連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結基金等変動計算書を財務報告の範囲としている。

また、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、重要性が僅少である事業拠点に係るものを除き、原則全ての事業拠点を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の保険料等収入（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結保険料等収入の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として保険料等収入、保険金等支払金、有価証券、一般貸付金及び保険契約準備金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。

以上

(9) 連結財務諸表についての会計監査人の監査報告

当社は、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成された2020年度の連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記（P43～70））について有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年5月24日

日本生命保険相互会社

代表取締役社長 清水 博 殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白田 英生 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野 あや子 ⑩

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、日本生命保険相互会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本生命保険相互会社及び連結子法人等の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫

理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

当監査法人は、監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から、会社及び生命保険業界を取り巻く事業環境、並びに経営方針についての理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価、及び会計上の見積りを含む経営者の重要な判断を伴う領域に関する監査人の重要な判断を考慮して、監査を実施する上で特に注意を払った事項を決定した。その中からさらに、職業的専門家としての判断に基づき、当該事項の金銭的、質的な要素及び想定される連結財務諸表の利用者の関心などを考慮し、以下の項目を当連結会計年度の監査上の主要な検討事項として選定した。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。その内容及び決定理由、並びに監査上の対応は以下の通りである。

【1】 のれん及びのれん相当額の評価

(監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由)

会社は、2017年度からスタートした中期経営計画において、2020年度末までにグループ事業純利益700億円の達成を経営目標として掲げ、グループ事業の拡大に取り組み、生命保険会社及び資産運用会社への出資を行っている。

会計上は、これらの会社への出資時に、のれんまたはのれん相当額（持分法適用会社の連結上の投資簿価に含めて処理）が認識される場合があり、当連結会計年度末時点の連結貸借対照表には、83,185百万円のものれん及び77,554百万円のものれん相当額が計上されている。これらの資産は、連結財務諸表の作成方針4に記載されている方法により償却されるとともに、連結損益計算書の注記2に記載の会社が設定した方針に基づき減損の兆候判定が行われる。会社は、生命保険会社への出資について減損の兆候が認められる場合には、企業価値評価額（Embedded Valueと新契約価値の合計）の会社持分相当額と当該出資の帳簿価額を比較することにより減損損失認識判定を行っている。その結果、減損損失を認識すべきであると判定された場合には、当該出資の帳簿価額を回収可能価額まで減額することになる。

当監査法人では、会社による減損の兆候判定及び減損損失認識判定の検討にあたり、多額のものれんまたはのれん相当額が計上されている出資先の事業環境や業績推移に留意した。特に所在国の状況や事業の種類によりその影響が異なる点を考慮しつつ、COVID-19の感染拡大が出資先の事業環境や業績に与える影響を評価した。なお、検討対象となった出資先のうち、インドで資産運用事業を営む連結子会社のNippon Life India Asset Management Limitedは、連結損益計算書の注記2.③ロに記載の通り、同社が上場会社であるため、その株式の市場価格に基づき減損損失認識判定を行うことが可能であり、現状においてはその判定過程に重要な見積り要素はない。

上記を踏まえて、COVID-19の感染拡大が、インドで生命保険事業を営む持分法適用関連法人等のReliance

Nippon Life Insurance Company Limited（以下、RNLI）及びインドネシアで生命保険事業を営む持分法適用関連法人等の PT Sequis の事業環境や業績に影響を与えていることから、両社の減損の兆候判定及び減損損失認識判定について慎重な検討を行った。

RNLI ののれん相当額は 36,896 百万円である。会社の合弁相手である Reliance Capital Limited は、同社の信用問題から保有する RNLI の株式売却を予定しており、それに伴う株主の変更の時期が RNLI の新契約の販売に影響を与える可能性がある。また、COVID-19 の感染状況が業績予測に与える影響は経営者の重要な判断を伴う。以上を踏まえて、RNLI ののれん相当額の減損の兆候判定及び減損損失認識判定の妥当性について、監査上の主要な検討事項に相当するものと判断した。

PT Sequis ののれん相当額は 19,212 百万円であり、連結損益計算書の注記 2. ①ロに記載の通り、会社は、PT Sequis ののれん相当額の減損の兆候判定及び減損損失認識判定に際し、PT Sequis と PT Asuransi Jiwa Sequis Life（以下、Sequis Life）を一つの資産グループとしている。連結損益計算書の注記 2. ③ロに記載の通り、Sequis Life の減損損失認識判定に使用した企業価値評価額に関して、新契約価値の基礎となる各販売チャネルにおける新契約獲得予測、Embedded Value の基礎となる保険数理上の仮定である解約率及び保険事故発生率、並びに割引率については不確実性がある。また、COVID-19 の収束時期の仮定は経営者の重要な判断を伴い、新契約獲得予測に重要な影響を与える。以上を踏まえて、PT Sequis ののれん相当額の減損の兆候判定及び減損損失認識判定の妥当性について、監査上の主要な検討事項に相当するものと判断した。

（監査上の対応）

当監査法人は、RNLI 及び PT Sequis ののれん相当額の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。

- 会社が設定した減損の兆候判定及び減損損失認識判定に関する方針について、固定資産の減損に係る会計基準に照らして検討した。
- 会社の減損の兆候判定及び減損損失認識判定に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、以下について質問及び関連資料の閲覧により検討した。
 - ・ 海外事業部門での減損の兆候判定及び当該投資の公正価値算定に関する確認・承認手続
 - ・ 審査部門での確認・承認手続

以上に加えて、RNLI については、会社が実施した減損の兆候判定及び減損損失認識判定について、以下の検討を行った。

- ・ RNLI の取締役会の議事録等の閲覧
- ・ 海外事業部門の役職者への質問
- ・ 過去の業績の趨勢分析及び当連結会計年度末時点におけるのれん相当額の前提となる事業計画と当期

の実績値との比較

- ・ COVID-19 の感染状況が業績予測に与える影響について、所在国の環境に照らして検討
- ・ COVID-19 の影響を含めた足元の経営環境や業績予測について、RNLI のマネジメントへの質問

PT Sequis については、会社が実施した減損の兆候判定について、以下の検討を行った。

- ・ Sequis Life の取締役会の議事録等の閲覧
- ・ 海外事業部門の役職者への質問
- ・ 過去の業績の趨勢分析及び出資時の想定と当期の実績値との比較

また、PT Sequis ののれん相当額の減損損失認識判定の妥当性を検討するにあたり、会社が使用した Sequis Life の企業価値評価額の構成要素である新契約価値と Embedded Value について、企業価値評価及び保険数理に関する内部専門家を利用して以下の検討を行った。

- ・ 新契約獲得予測に関する COVID-19 の収束時期の仮定の合理性について、所在国の環境に照らして検討
- ・ COVID-19 の影響を含めた足元の経営環境や新契約獲得予測について、Sequis Life のマネジメントへの質問
- ・ 新契約獲得予測について、過去の新契約獲得実績及び市場環境に照らして趨勢分析
- ・ 割引率の算定に用いた手法や数値について、海外事業部門の役職者への質問、及び市場環境や市場慣習との整合性の検討
- ・ Embedded Value 算定に用いた保険数理に関する仮定である解約率及び保険事故発生率について、Sequis Life の保険数理人への質問
- ・ Embedded Value が上記仮定に基づいて算定されているかについて、関連資料を閲覧して検討

【2】責任準備金計上の基礎となるシステムの信頼性、及び新商品に係る責任準備金の評価

(監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由)

連結貸借対照表に計上されている責任準備金は 66,916,145 百万円であり、負債総額の 87%を占めている。そのうち日本生命保険相互会社及び連結子会社である大樹生命保険株式会社の責任準備金は、それぞれ 57,420,217 百万円及び 6,429,457 百万円であり、その合計額は連結貸借対照表上の責任準備金総額の 95%を占めている。

これらの国内生命保険会社の責任準備金は、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条に基づき積み立てられるものである。責任準備金は、保険業法第 4 条第 2 項第 4 号により内閣総理大臣への提出が定められている算出方法書に記載された保険商品ごとの計算方法及び計算の基礎(予定死亡率、予定利率等)、並びに保険契約に関する年齢・性別・保険金などの属性データを用いて、システムにより計算される。

責任準備金が正確に計算されるためには、責任準備金計算に関連する自動化された業務処理統制及び IT 全般統制 (IT システムの継続的かつ適切な運用を確保することにより自動化された業務処理統制が有効に機能することを支える統制) が適切に整備及び運用されていることが重要となる。このことから責任準備金の計算に関するシス

テムの信頼性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

また、新商品に関連し、責任準備金計算プログラムの開発が行われシステムへの実装が行われるが、この過程で誤りが生じるリスクがある。新商品の発売後はシステムに基づき責任準備金が計算され続けることから、当初の開発または実装過程に誤りがあると、長期に亘って財務報告に対する影響が生ずることになり、連結財務諸表に与える影響金額が多額になる可能性がある。このことから、新商品に関する責任準備金の評価（正確性）を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

（監査上の対応）

当監査法人は、責任準備金の計上の基礎となるシステムの信頼性を検討するにあたり、以下の監査手続を実施した。

- 責任準備金計算に関連するシステムの内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、ITに関する内部専門家を利用して、システム部門の役職者への質問及び関連文書の閲覧等により以下の検討を行った。
 - ・ 責任準備金計算システム、保険システム、会計システム等に係るアクセス管理、システム変更管理、システム運用管理等のIT全般統制の検討
 - ・ 決算日時点の責任準備金計算対象契約の判定及び当該契約に係る属性データの抽出に係る自動化された業務処理統制の検討
 - ・ 責任準備金計算対象契約に係る責任準備金の集計及び仕訳の基礎データ作成に係る自動化された業務処理統制の検討
- 責任準備金計算に関連する自動化された業務処理統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、保険数理に関する内部専門家を利用して、主計部門への質問及び監査人による算出方法書に従った再計算を行った。

また、当連結会計年度において発売された新商品は日本生命保険相互会社の認知症保障保険及び大樹生命保険株式会社の無配当個人保険の新特約である。これらの新商品に係る責任準備金計算プログラムのシステムへの実装が適切に行われ、責任準備金が正確に計算されているかどうかを検討するにあたり、保険数理に関する内部専門家を利用して、新商品の契約全件に対応する責任準備金の金額について、監査人による算出方法書に従った再計算を行った。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、保険業法第110条第2項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、日本生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした日本生命保険相互会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本生命保険相互会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(10) 債務者区分による債権の状況(連結)

(単位:百万円、%)

区分	2019年度末	2020年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,511	10,301
危険債権	17,388	16,594
要管理債権	1,563	2,635
小計	29,463	29,531
(対合計比)	(0.24)	(0.25)
正常債権	12,444,652	11,916,685
合計	12,474,115	11,946,216

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)であり、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

○債務者区分による債権に対する補足説明

- ・本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金、支払承諾見返、金融機関保証付私募債です。
- ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2019年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権3,382百万円、2020年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権3,782百万円です。

(11) リスク管理債権の状況(連結)

(単位:百万円、%)

区分	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	1,562	1,044
延滞債権額	26,337	25,849
3か月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	1,563	2,635
合計	29,462	29,529
(貸付残高に対する比率)	(0.35)	(0.35)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は2019年度末が破綻先債権額3,233百万円、延滞債権額149百万円、2020年度末が破綻先債権額3,653百万円、延滞債権額130百万円です。
2. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
6. 資産の自己査定の結果に基づき破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先とした債務者に対する貸付金の未収利息を収益不計上としています。

(12) 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	14,656,094	18,769,664
基金・諸準備金等	5,508,422	5,855,281
基金等	1,791,393	1,886,255
価格変動準備金	1,531,621	1,610,738
危険準備金	1,934,764	2,108,769
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	2,702	7,024
その他	247,939	242,492
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%	5,080,551	8,205,330
土地の含み損益×85%	501,626	525,281
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	△20,848	△9,105
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,935,817	2,222,953
負債性資本調達手段等	1,767,620	2,052,612
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△206,126	△194,637
その他	89,031	111,949
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2 + R_5^2} + R_8 + R_9)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 + R_6$ (B)	2,798,230	3,491,780
保険リスク相当額 R_1	171,736	203,942
一般保険リスク相当額 R_5	—	—
巨大災害リスク相当額 R_6	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	97,389	100,313
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9	—	—
予定利率リスク相当額 R_2	415,002	387,157
最低保証リスク相当額 R_7	9,295	8,792
資産運用リスク相当額 R_3	2,300,790	3,008,094
経営管理リスク相当額 R_4	59,884	74,165
ソルベンシー・マージン比率		
(A) ————— × 100 (1/2) × (B)	1,047.5%	1,075.0%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

(13) セグメント情報

2019年度、2020年度において、当社ならびに連結される子会社および子法人等は、国内外において保険業および保険関連事業（資産運用関連事業、総務関連事業等を含む）を営んでいますが、その他報告すべき重要なセグメントがないため、セグメント情報および関連情報の記載を省略しています。